

かねやま子育て応援プラン

(第3期金山町子ども・子育て支援事業計画)



令和7(2025)年3月
山形県 金山町

は じ め に

わが国の急速な少子化の流れは留まることなく、人口減少を加速化させております。こうした急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、わが国の経済・社会システムを維持することが困難になると危惧されており、子ども・子育てを取り巻く環境を見直すなど、抜本的な制度改革が求められております。

国は、教育・保育の充実と地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、支援の量と質の向上を目指した「子ども・子育て支援新制度」を平成27年に導入し、全国の市町村で子ども・子育て支援事業計画を策定し、安心して子育てができる町づくりを目指し、子育て支援策を講じてまいりました。

しかし、こうした施策を推進しながらも、若い世代の育児負担や経済的・精神的な不安感や地域とのつながりの希薄化は拭えず、さらに子どもの貧困問題や虐待等が表面化したことなどから、児童福祉法及び子ども・子育て支援法等が改正されることとなりました。

また、令和5(2023)年にはこども家庭庁が発足し、こども基本法の施行により「こどもまんなか社会」の実現にむけて、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求がより一層重要視されることとなりました。わが町においても、以前より、高校生による模擬議会をはじめ、小中学校における総合的な学習等により、子どもたちの意見を町づくりにつなげる取り組みを行っております。

この度、第2期の子ども・子育て支援事業計画の改定時期を迎えたことから、子ども・子育てをめぐる国の制度改正や動向を反映した「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本計画においては、これまでの「かねやま子育て応援プラン」の基本理念である『子ども一人ひとりを尊重し、豊かな心と生きる力にあふれる金山っ子（金山人）を育む子育て・子育て・親育ちのまち かねやま』を継承し、わが町の教育の大綱である「適時適育」を土台とした子ども・子育て支援の体制づくりに取り組むとともに、保育料及び給食費の完全無償化に取り組むなど、子育て支援策の充実を図ってまいります。

そして、行政や関係機関、地域が連携して計画的に取り組む「かねやま子育て応援宣言」のもと、子どもの笑いが響く、子育てに優しい町を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、子育て支援のアンケート等にご協力いただきました町民の皆さまをはじめ、貴重なご意見等をいただきました金山町家庭教育推進委員会委員及び関係機関の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月

金 山 町 長 佐藤 英司

目 次

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 他計画との関係	4
4 計画期間	4
5 子ども・子育て支援制度をめぐる動向	5
（1）児童福祉法等の改正	5
（2）子ども・子育て支援法の改正と基本指針の概要	5
（3）「こども基本法」及び「こども大綱」に基づく「こども計画」	6
（4）次世代育成支援対策推進法の改正	6
6 計画の策定体制、子育て世代・子どもの意見の反映	6
7 県や近隣市町村との連携	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	11
1 人口の状況	11
（1）総人口及び年齢3区分人口の推移	11
（2）子ども人口の推移	12
2 婚姻・出生の状況	13
（1）婚姻・離婚の推移	13
（2）出生率の推移	14
3 子育て世帯等の状況	15
（1）子育て世帯の推移	15
（2）ひとり親世帯の推移	15
4 就労の状況	16
（1）本町の就業率の推移	16
5 アンケート調査結果からみた課題	17
（1）アンケート調査の概要	17
（2）調査の設計	17
（3）調査票の配布と回収状況	17
（4）アンケート調査結果（保護者アンケート）	18
（5）アンケート調査結果（小・中・高校生アンケート）	28
6 施策の進捗評価	32
（1）「人づくり」分野	32

(2)「場づくり」分野.....	35
(3)「仕組みづくり」分野.....	37
7 現状における課題等.....	39
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 計画の基本理念.....	43
2 計画の基本方針.....	44
3 施策の体系図.....	45
4 重点的な取り組み.....	46
(1)切れ目のない子育て支援と包括的な支援の充実を図ります.....	46
(2)「適時適育」の推進強化を図ります.....	46
(3)学童期における放課後の総合的な居場所の充実を図ります.....	46
第4章 子育てに関する施策の展開	49
基本方針1 子ども・子育て支援の「人づくり」.....	49
1 「子どもの育ち」のための教育等の充実.....	49
2 「親育ち」のための支援.....	51
3 子どもを健やかに産み育てるための健康づくりの支援.....	53
4 子育てを支える地域の人づくり.....	56
■進行管理する主な事業【人づくり】.....	57
基本方針2 子ども・子育て支援の「場づくり」.....	60
1 親子の育ちと保護者の子育てを支援する拠点の整備.....	60
2 地域特性を活かした体験活動の場づくり.....	62
3 子どもを守る安全な地域社会づくり.....	64
■進行管理する主な事業【場づくり】.....	66
基本方針3 子ども・子育て支援の「仕組みづくり」.....	68
1 教育・保育や子育て支援事業等の推進.....	68
2 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しの推進.....	68
3 配慮を必要とする児童や家庭への支援体制づくり.....	69
4 本町独自の子育て支援.....	71
■進行管理する主な事業【仕組みづくり】.....	73
第5章 教育・保育や子育て支援事業等の推進	77
1 教育・保育や子育て支援事業等の推進.....	77
(1)子ども人口の推計.....	77

（２）子ども・子育て支援制度の仕組み.....	78
（３）教育・保育提供区域の設定.....	79
（４）子ども・子育て支援給付等の仕組みと認定の種類.....	80
（５）「量の見込み」と「確保方策」を検討する項目.....	80
（６）幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策（教育・保育事業）..	80
（７）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制（関連事業含む）	83
（８）乳児等通園支援事業の量の見込みと提供体制.....	99
（９）教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制の確保内容.....	100
第６章 計画の推進体制	105
1 計画の推進体制.....	105
2 計画の進捗管理.....	107
3 計画の周知及び広報活動.....	107
資 料 編.....	111
1 金山町家庭教育推進委員会設置要綱.....	111
2 金山町家庭教育推進委員会委員名簿.....	113

【注 記】

◆年号記載方法について

本文中の年号は令和２（2020）年のように和暦と西暦を併記し、グラフ及び表における記載は和暦表記を基本としています。

◆グラフ・表内の数値記載方法について

グラフや表内の数値については、小数点第２位を四捨五入してそのまま記載することを基本としています。このため、各数値の積算値を足しても 100.0%にならない場合があります。

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

金山町（以降「本町」という。）では、新・かねやま子育て応援プラン（金山町子ども・子育て支援事業計画）を平成27（2015）年3月に策定して以降、「かねやま子育て応援プラン（第2期金山町子ども・子育て支援事業計画）」を令和2（2020）年3月に策定し、「子ども一人ひとりを尊重し、豊かな心と生きる力にあふれる金山っ子（金山人）を育む子育て・子育て・親育ちのまち かねやま」を基本理念に、子育て支援施策に取り組んできました。

また、すべての児童と生徒はわが町の宝であり、笑顔あふれる心と身体が健やかな児童・生徒を育み、いじめのない明るく元気な次代をつくるため、「金山町の心と身体が健やかな児童生徒を育てる条例」を平成28（2016）年6月に制定し、行政や関係機関、地域が連携して、健やかな子どもの育成への取り組みを行ってきました。

しかし、全国的な流れとして、こうした施策を推進しながらも、少子化の流れは留まることなく、さらに子どもの貧困問題や虐待等が表面化したことで、児童福祉法、子ども・子育て支援法等の改正等により、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減や相談支援、訪問支援の強化など、総合的な子ども・子育て対策を推進していくことになりました。

さらに、国においては、令和5（2023）年4月にこども家庭庁が発足するとともに、「こども基本法」が施行されました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元化することとなりました。「こどもまんなか社会」の実現にむけて、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求がより一層重要視されることとなりました。

本町では、第2期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、子ども・子育て支援の事業量の見直しを行い、さらに令和5（2023）年12月に実施した利用者のアンケート結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。そのうえで「子ども・子育て支援会議」等である家庭教育推進委員会で審議を重ね、町の子育て施策や教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等の見込量と確保策、保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「かねやま子育て応援プラン（第3期金山町子ども・子育て支援事業計画）」（以降「本計画」という。）を策定したところです。

本計画では、第1期計画以降に取り組んできた次世代育成支援推進法による関連する諸制度の施策と、町の教育理念である「適時適育」を継承し、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、町内に居住する社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できる事業展開を図り、子ども・子育て支援施策を計画的に推進し実施することとします。

2 計画の位置づけ

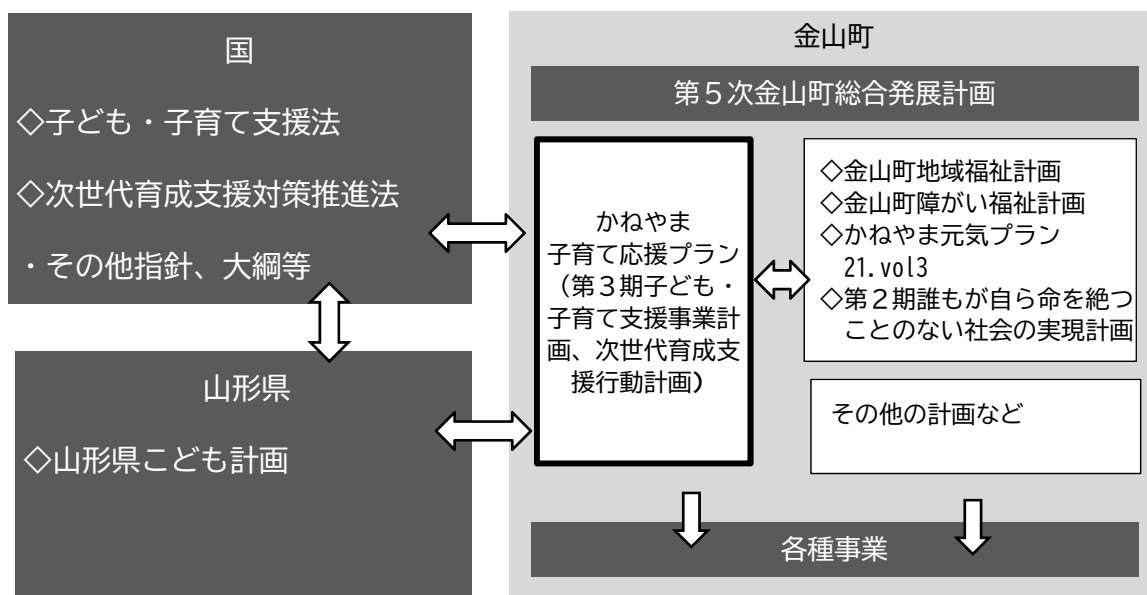
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。また、次世代育成支援対策推進法8条に基づく「次世代育成支援行動計画」の内容も含めた計画として位置づけます。

3 他計画との関係

本計画は、第5次金山町総合発展計画の実施計画としており、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、健康・保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

策定にあたっては、国及び山形県の策定した関連計画や、町の各種計画等との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携を図ります。

■ 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とし、令和6（2024）年度に策定しました。

■ 計画期間

R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)	R 6 年度 (2024)	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
かねやま子育て応援プラン <第2期金山町子ども・子育て支援事業計画>									
					かねやま子育て応援プラン <第3期金山町子ども・子育て支援事業計画>				

5 子ども・子育て支援制度をめぐる動向

若者人口の減少や少子化の進行、児童虐待の増加や子どもの貧困など、子ども・子育てを取り巻く課題が顕在化する中、令和4（2022）年6月に児童福祉法等の一部改正がなされ、これらを踏まえた子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が示されました。

令和5（2023）年4月には、こども政策を強力に推進していくための司令塔となる「こども家庭庁」が設置されるとともに、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律「こども基本法」が施行されました。また、同年12月には、こども政策の基本的方針を定めた「こども大綱」及び少子化対策を具体化した「こども未来戦略」が策定されています。

（1）児童福祉法等の改正

これまでも児童虐待防止のために種々の対策を講じてきたところですが、虐待による重篤な死亡事例が後を絶たず、また令和2（2020）年度には児童相談所の児童虐待相談対応件数が20万件を超えるなど、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっております。各種の地域子ども・子育て支援事業についても支援を必要とする要支援児童等に十分に利用されておらず、子育て世帯の負担軽減等に対する効果が限定的なものとなっております。

こうした子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4（2022）年6月8日に成立しました。

（2）子ども・子育て支援法の改正と基本指針の概要

こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6（2024）年法律第47号）が成立しました。

同法において、児童手当の拡充のほか、妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業が創設され、これら2事業及び産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられたほか、特定教育・保育施設における職員の処遇等の経営情報を公表することとされました。

また、児童福祉法等の一部改正により、児童発達支援センターの役割・機能の強化等が規定されました。

これらの改正を踏まえ、関係する基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行うこととなりました。

(3) 「こども基本法」及び「こども大綱」に基づく「こども計画」

令和5(2023)年12月に閣議決定がなされた「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。これは「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「こどもまんなか社会」という子どもの利益を最優先に考えた政策や取り組みを国の中心に据える社会目標を打ち出し、その実現に向けた、政府全体のこども施策の基本指針として示されました。

地方自治体には、子ども・若者、子育て世帯を中心とし、子どもや若者の意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備等を様々な団体と連携し、社会一体となって推し進めていく「こども計画」の策定が努力義務とされました。

「こども計画」の目的は、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことであり、「こどもまんなか社会」の実現につながるものです。

本町においても、今後、本計画と関連計画を一本化した「こども計画」の策定に向けて検討していきます。

(4) 次世代育成支援対策推進法の改正

令和6(2024)年5月に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部が改正され、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大等が図られました。

6 計画の策定体制、子育て世代・子どもの意見の反映

計画の策定にあたり、市町村においては、子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本町では、家庭教育全般について協議する場としての役割を担っている「家庭教育推進委員会」を計画策定のための会議として位置づけ、子育て・家庭教育事業の充実と

もに推進していくこととし、事務局である健康福祉課及び教育委員会を中心にした庁内関係各課の連携のもと、計画内容の審議、検討を行うとともに、委員会を通じて聴取した町民を代表した委員の意見の反映を図り、計画を策定しました。

また、本町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和5（2023）年12月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。

さらに、令和6（2024）年1月には、小学5年生から高校生年代の児童・生徒等を対象としたアンケート調査を行い、子どもに関わる町の取り組みに対する意見や、将来安心して幸せに住み続けるためのアイデアなどをいただきました。

こうした調査結果や子どもの意見から得られた子育ての現状や子育て支援、こども施策に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策については、町民が必要とするニーズ量が確保できるよう、必要に応じて広域調整を行うことになっています。

子ども・子育て支援の実施については、町民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、引き続き県や近隣市町村及び保育事業者等との連携と協働に努めていきます。

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

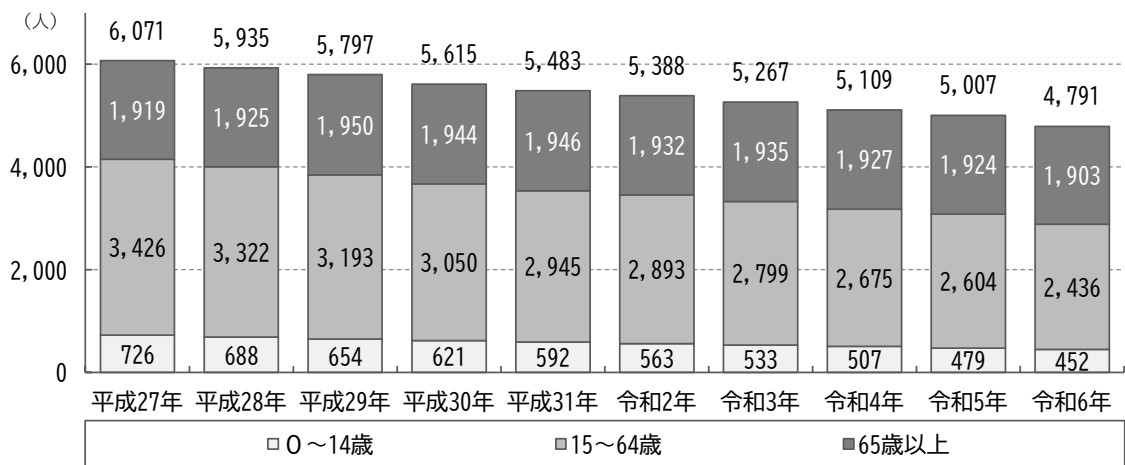
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口の状況

(1) 総人口及び年齢3区分人口の推移

本町の人口は、平成27（2015）年以降一貫して減少しています。年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少し続けている一方で、老年人口（65歳以上）は同水準で推移し、少子高齢化が進展しています。

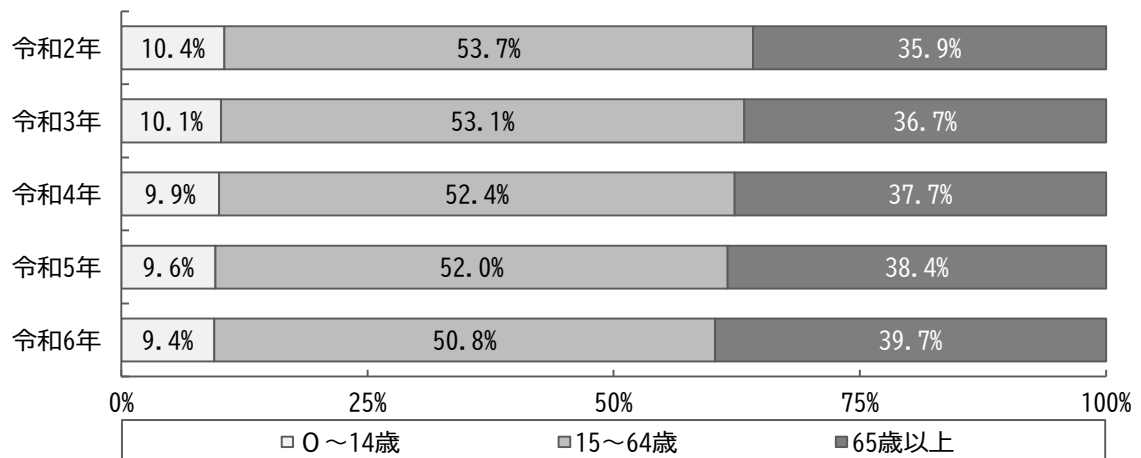
■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

人口構成比の推移をみると、総人口と比較した年少人口（0～14歳）は5年間で1.0ポイント減少、生産年齢人口（15～64歳）は2.9ポイント減少し、老年人口（65歳以上）は3.8ポイント増加しています。

■人口構成比の推移

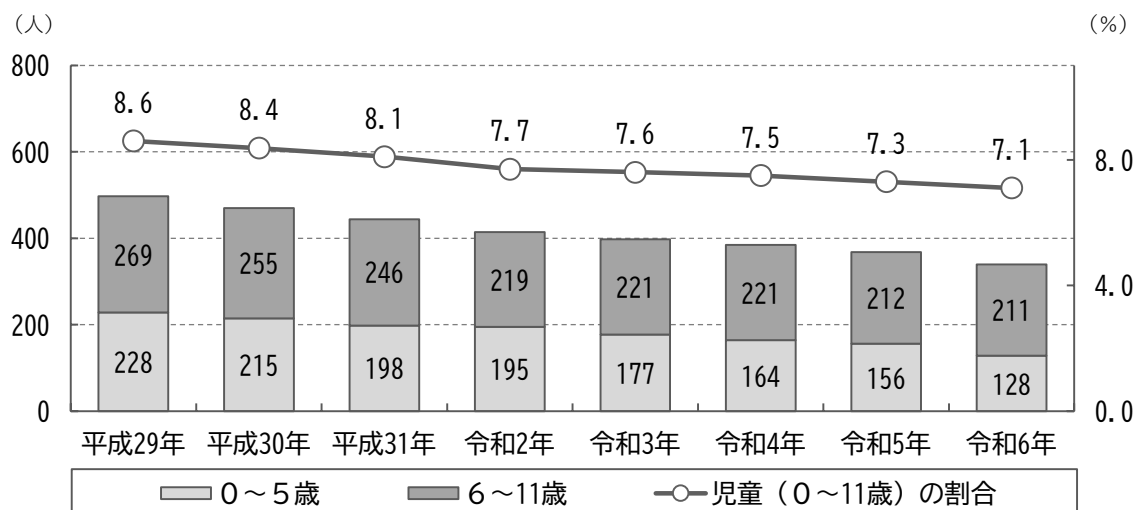


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(2) 子ども人口の推移

子ども人口（就学前児童及び小学生）は減少傾向にあり、平成29（2017）年の8.6%から令和6（2024）年の7.1%へ、1.5ポイント減少しています。

■ 子ども人口の推移

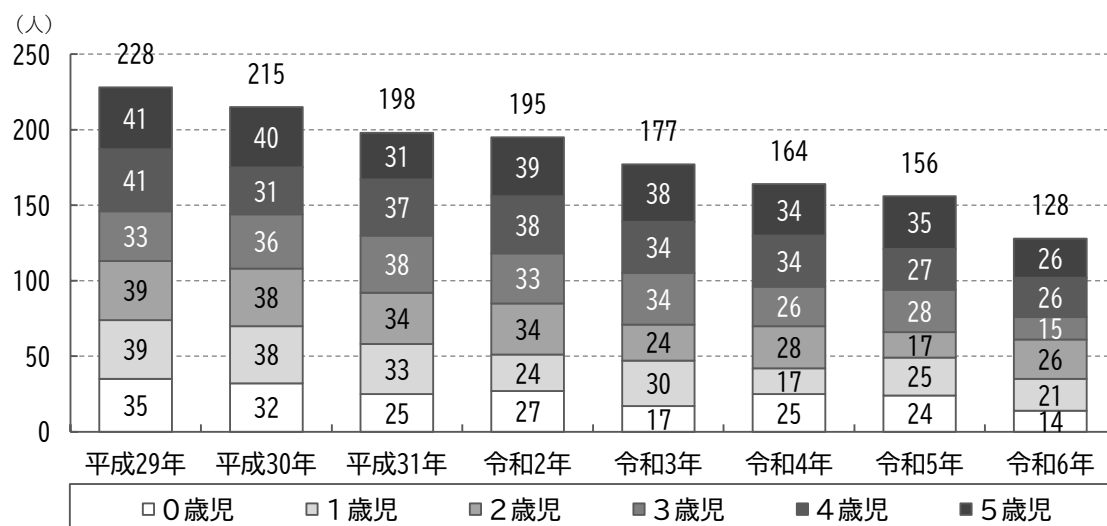


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成29（2017）年から令和6（2024）年まで減少傾向が続き、7年間で100人が減少しています。

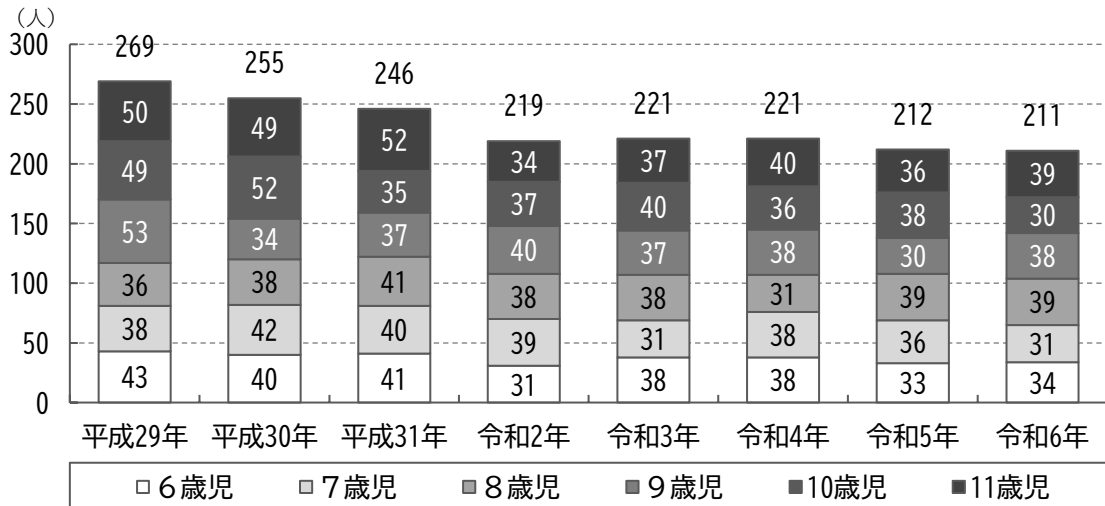
■ 0～5歳児の人口推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

小学生（6～11歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成29（2017）年から減少傾向にあり、7年間で58人減少しています。

■ 6～11歳児の人口推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

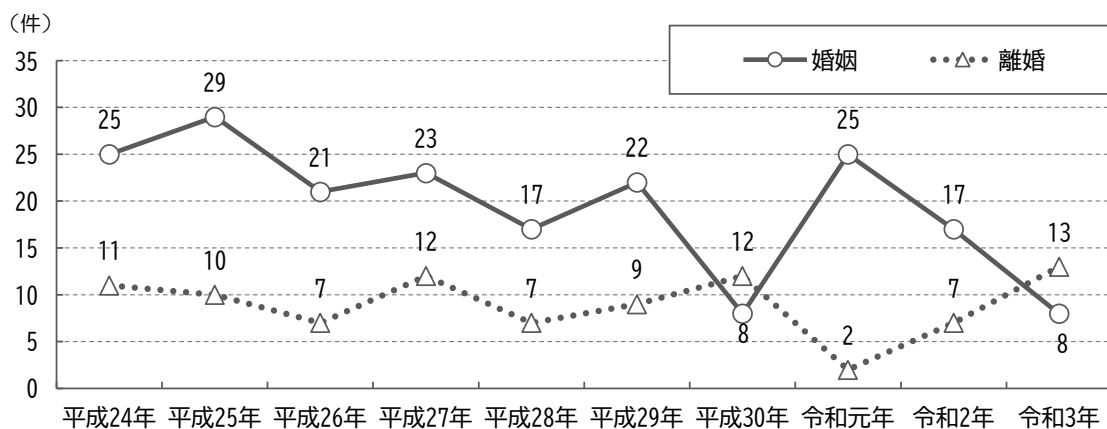
2 婚姻・出生の状況

（1）婚姻・離婚の推移

本町の婚姻件数は年により増減の変化はありますが、長期的には減少傾向にあります。令和3（2021）年は、8件となっています。

離婚件数は、増減はあるものの9件前後で推移しています。

■ 婚姻・離婚の推移

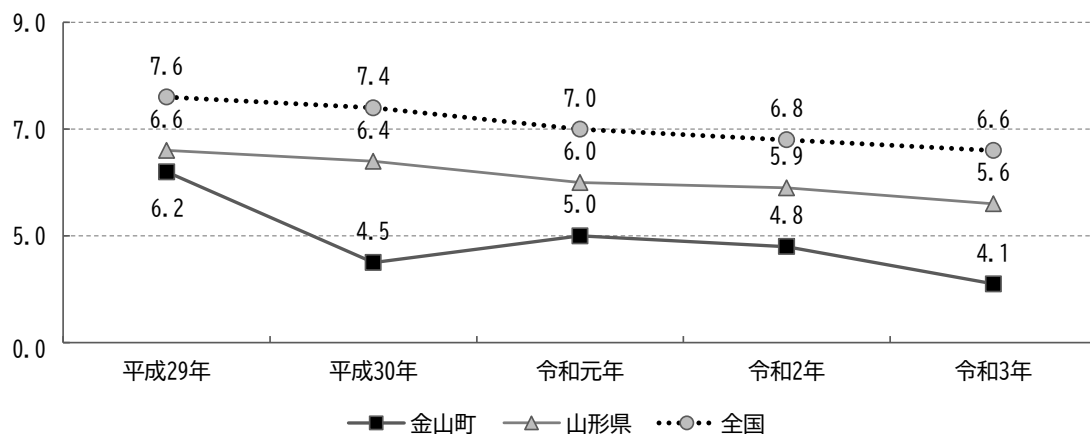


資料：山形県保健福祉統計年報

(2) 出生率の推移

本町の出生率は、平成29（2017）年以降減少傾向にあり、全国平均、県平均を下回っています。

■ 出生率の推移

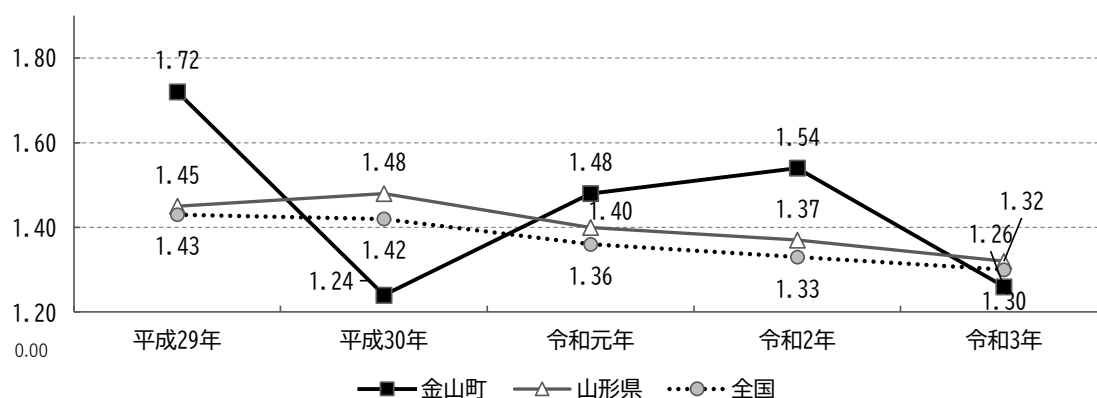


※出生率とは、当該年における「出生数／総人口」に1,000をかけたものです。（人口千人対）

資料：県・全国＝山形県統計年鑑、町＝保健福祉統計年報

合計特殊出生率は、規模の小さな自治体ではデータが少ないため数値が乱高下する場合があります。令和3（2021）年では国・県・町がほぼ同率の1.30前後で並んでいます。

■ 合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年度の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

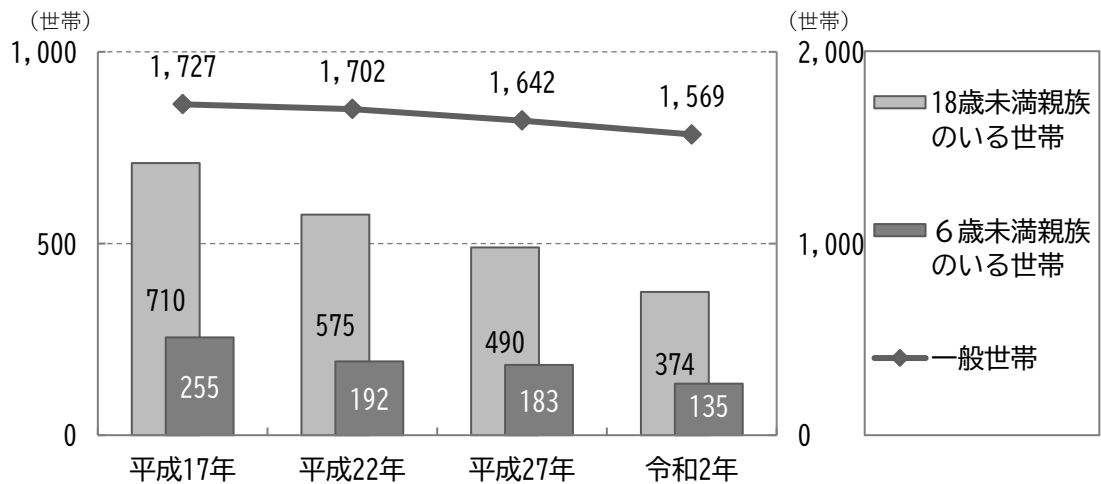
資料：県・全国＝山形県統計年鑑、町＝保健福祉統計年報

3 子育て世帯等の状況

(1) 子育て世帯の推移

平成17（2005）年から令和2（2020）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯・18歳未満親族のいる世帯・6歳未満親族のいる世帯のいずれも減少しています。

■ 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移

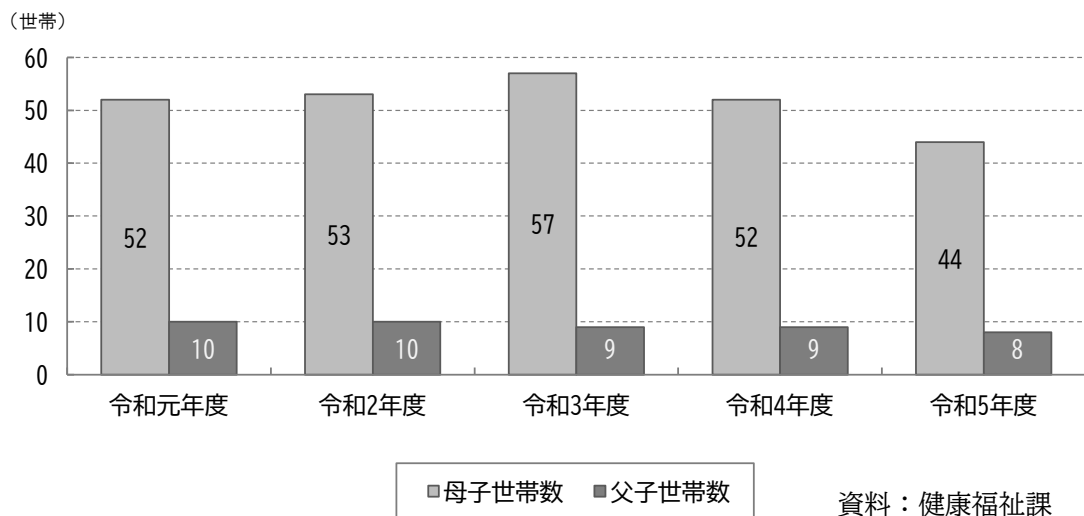


資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯（児童扶養手当受給者数）の推移をみると、ここ数年では、父子世帯はやや減少、母子世帯は減少傾向にあります。

■ ひとり親世帯の推移



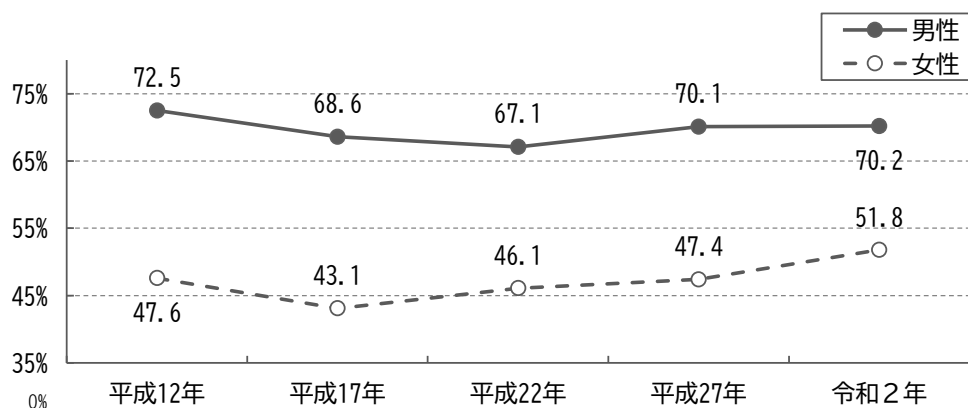
資料：健康福祉課

4 就労の状況

(1) 本町の就業率の推移

本町の15歳以上の就業率をみると、男性はほぼ同水準で推移し、令和2（2020）年には70.2%となっている一方で、女性は増加傾向となり、51.8%となっています。

■ 男女別就業率の推移

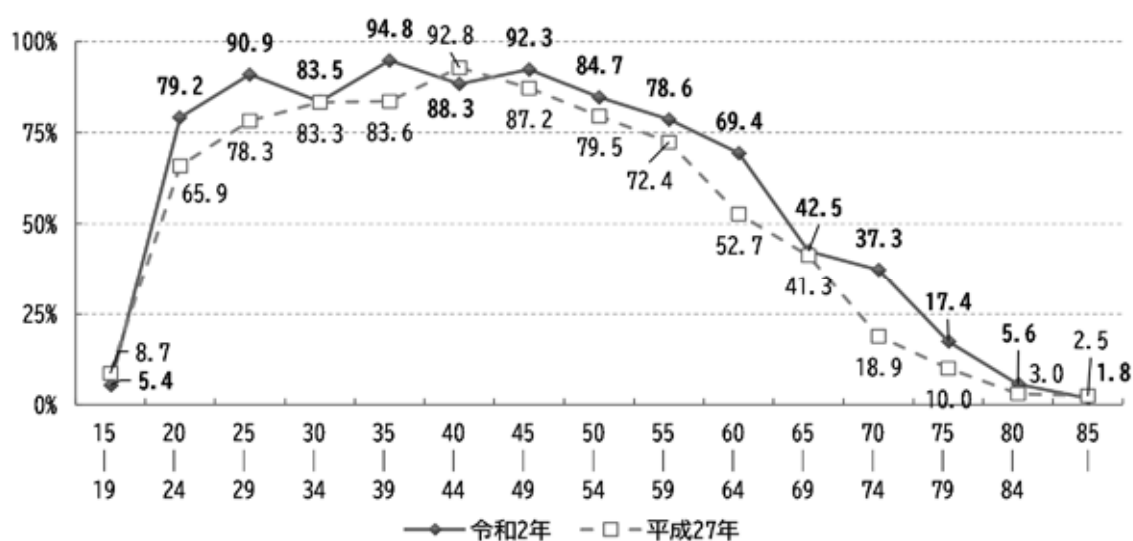


資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率を平成27年（2015）と令和2（2020）年の比較でみると、20歳代から40歳代にかけて労働力率が上昇しています。地域経済や雇用環境による影響や、晩婚化や子育て環境の改善によるものと推察されます。

また、45歳代以上の労働力率が上昇し、女性の労働の高齢化がみられます。

■ 女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

5 アンケート調査結果からみた課題

(1) アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、必要な情報を得るため、子育て家庭のニーズの動向分析や本町の現状と今後の子ども・子育て支援における課題の整理を目的としたアンケート形式によるニーズ調査を実施したほか、金山町健康実態調査「かねやま元気プラン21 vol.3」アンケート調査の中で、こどもに関わる町の取り組みについてこどもの意見集約を行いました。

(2) 調査の設計

調査票は調査対象者別に作成しており、各調査の件数及び調査期間・方法は、以下のとおりです。

■ 調査票の種類と調査対象者及び調査の実施方法

①調査票「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（就学前児童の保護者の方へ）」	
調査対象者	本町に居住する就学前児童の保護者から悉皆調査
調査票配布数	165人
調査期間	令和5年12月11日（月）～12月22日（金）
調査方法	幼稚園・認可保育園等を利用している就園児の保護者には、施設を通して調査票を配布・回収しました。また、未就園児の保護者には、郵送により調査票を配布・回収しました。
②調査票「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（小学生の保護者の方へ）」	
調査対象者	本町に居住する小学生（1～3年生）の保護者から悉皆調査
調査票配布数	107人
調査期間	令和5年12月11日（月）～12月22日（金）
調査方法	町内の小学校に通学している児童の保護者には、小学校を通して調査票を配布・回収しました。
③調査票「金山町健康実態調査「かねやま元気プラン21 vol.3アンケート調査」	
調査対象者	町内の小学5～6年生、中学1～3年生、高校1～3年生悉皆調査
調査票配布数	小・中学生 182人、高校生 145人
調査期間	令和6年1月15日（月）～1月31日（水）
調査方法	小・中学校は各学校を通じて配布・回収、高校は郵送により配布・回収しました。（新庄南高金山校は、配布のみ高校経由）

(3) 調査票の配布と回収状況

調査によるそれぞれの配布・回答状況は、以下のとおりです。

■ 調査票の配布・回収状況

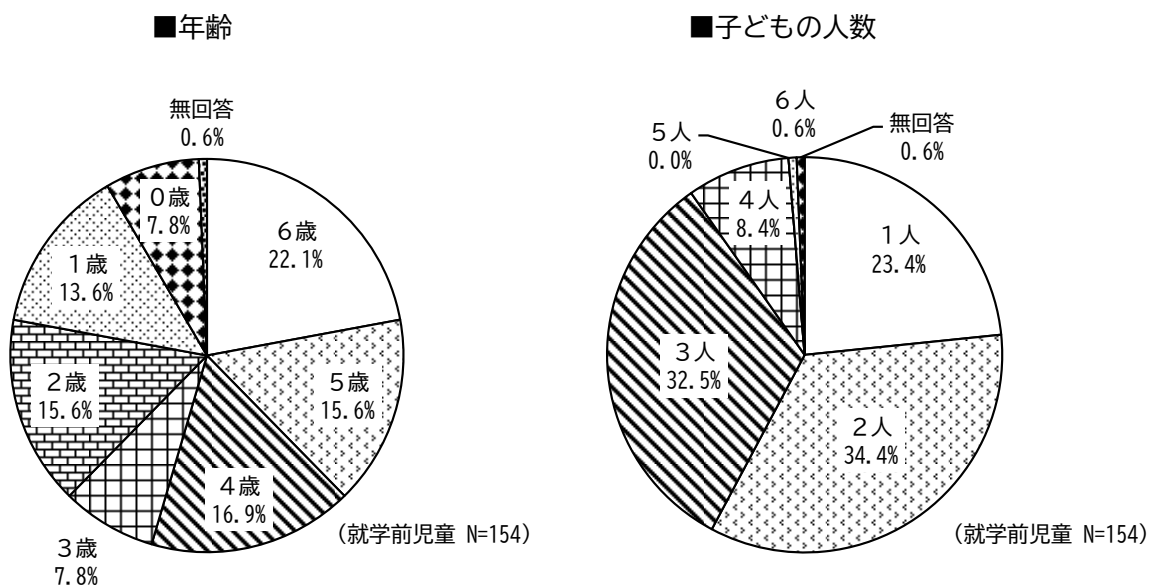
調査対象者	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
①就学前児童の保護者	165	154	93.3
②小学生の保護者	107	100	93.5
③小・中学生	182	148	81.3
③高校生	145	115	79.3

(4) アンケート調査結果 (保護者アンケート)

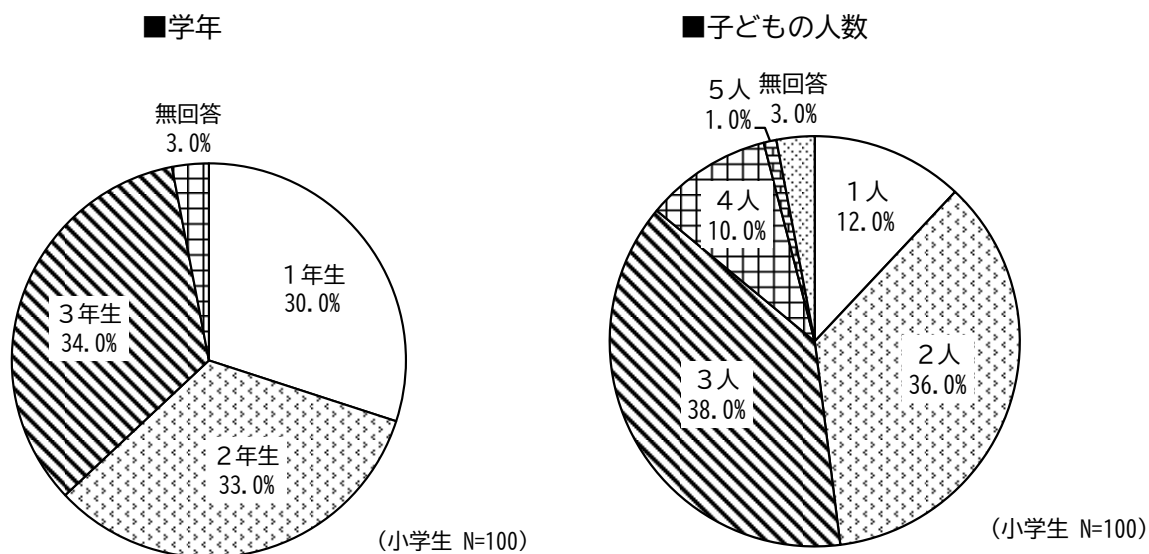
- 【図表の見方】 ①図表中「N」とは、調査数のこと。
 ②小数点第2位を四捨五入するため、合計が100%にならない場合がある。
 ③複数回答の場合、合計が100%を超える場合がある。

① 回答者の属性

回答された154人の就学前児童の属性は、以下のとおりです。



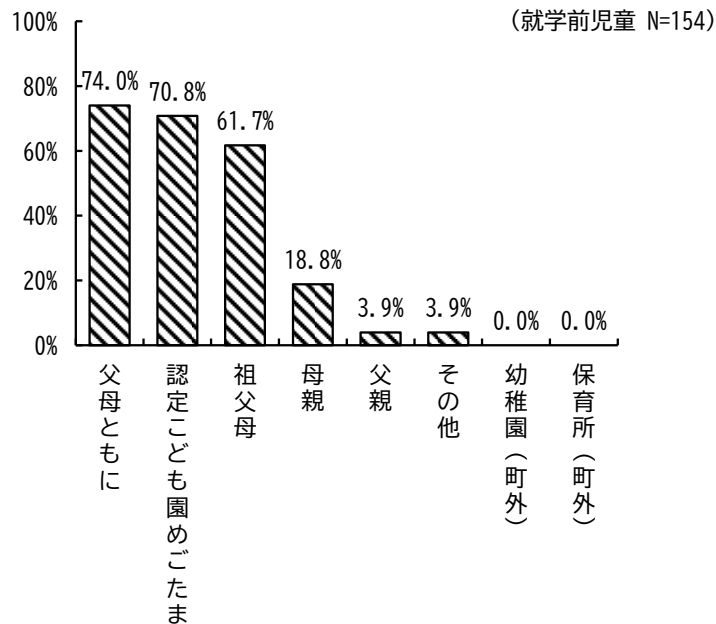
回答された100人の小学生の属性は、以下のとおりです。 下の図が左右逆でした



② 日常的に子育てに関わっている人

就学前児童の日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「父母ともに」が74.0%で最も高く、次いで「認定こども園めぐたま」が70.8%、「祖父母」が61.7%となっています。

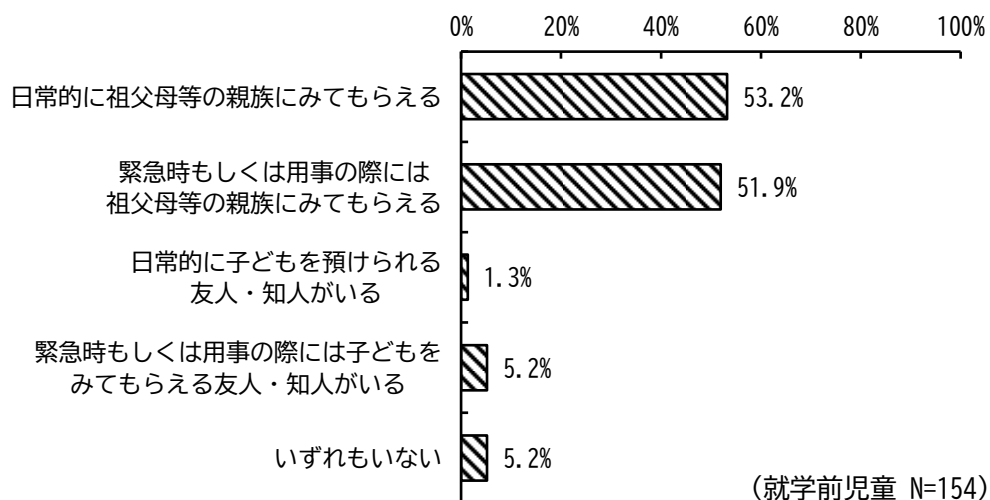
■ 日常的に子育てに関わっている方（施設含む）



③ 親族・知人等協力者の状況

就学前児童の子育てに関する親族・知人等協力者の状況をみると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が53.2%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が51.9%となっています。

■ 親族・知人等協力者の状況

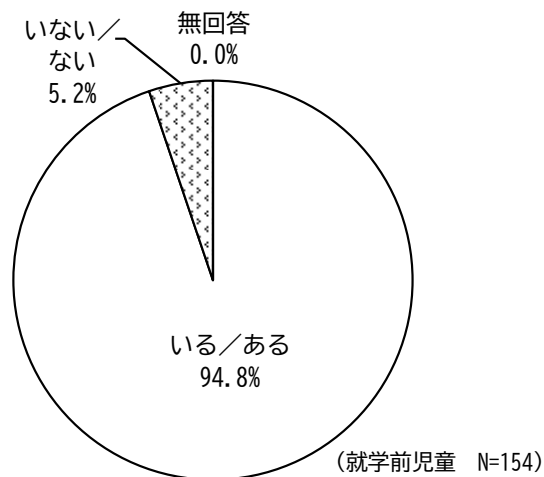


④ 子育てに関する相談者の状況

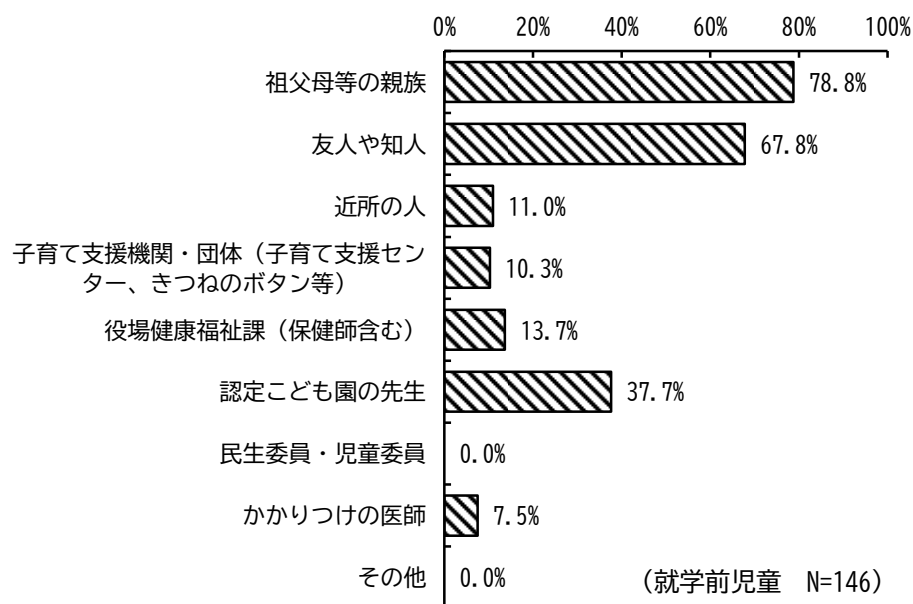
気軽に相談できる人の有無をみると、「いる／ある」(94.8%)と回答した就学前児童保護者のうち、気軽に相談できる相手は、「祖父母等の親族」が78.8%、「友人や知人」が67.8%となっています。

一方、気軽に相談できる相手が「いない／ない」と回答した保護者は5.2%でした。

■ 子育てに関して気軽に相談できる人の有無



■ 気軽に相談できる相手



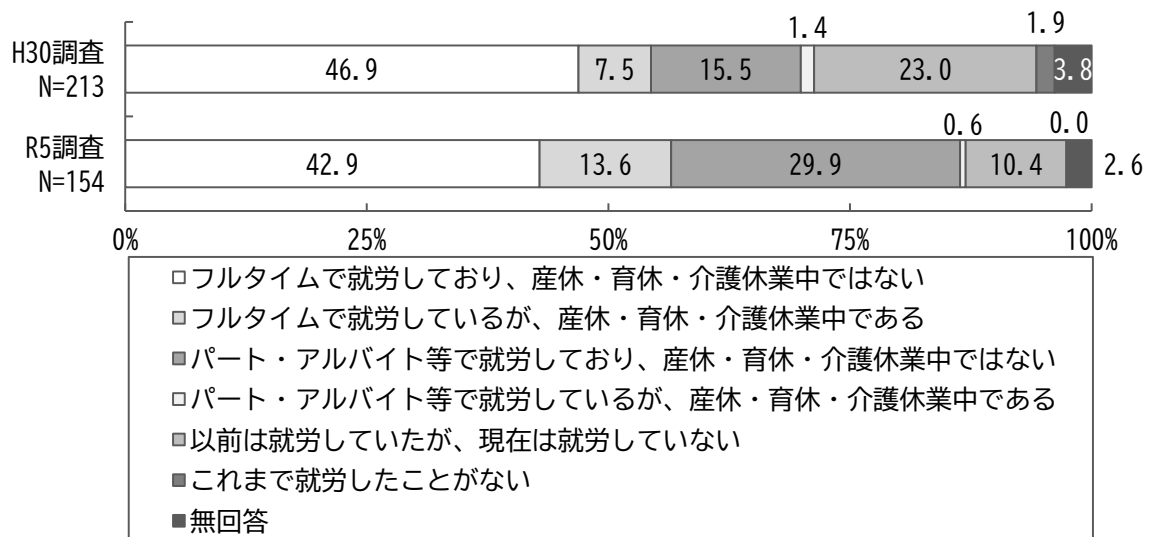
⑤ 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前児童で72.8%、小学生で88.0%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で14.2%、小学生では2.0%となっています。

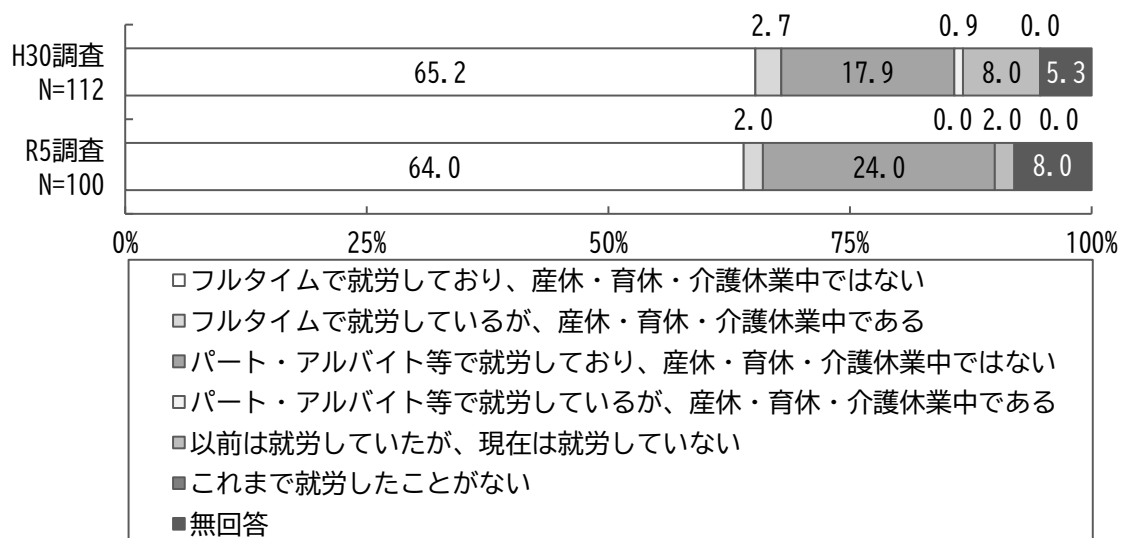
前回調査と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では10.4ポイント高く、小学生では4.9ポイント高くなっています。

また、産休・育休・介護休業を取得中の母親の割合は就学前児童で5.3ポイント高く、小学生では1.6ポイント低くなっています。

■ 母親の就労状況 就学前児童（経年比較）



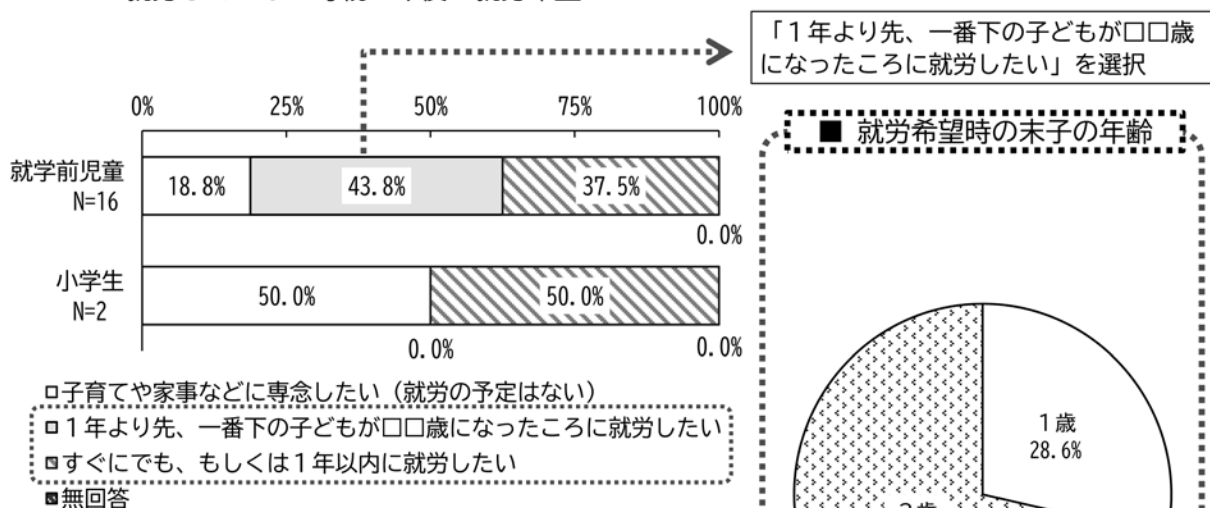
■ 母親の就労状況 小学生（経年比較）



現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童で81.3%が希望し、その内訳は「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」が43.8%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が35.7%となっています。また、希望する就労形態は「パートタイム・アルバイト等」が30.8%、「フルタイム」が15.4%となっています。希望就労開始時期となる末子の年齢としては「3歳」と回答した人が71.4%で割合が最も高くなっています。

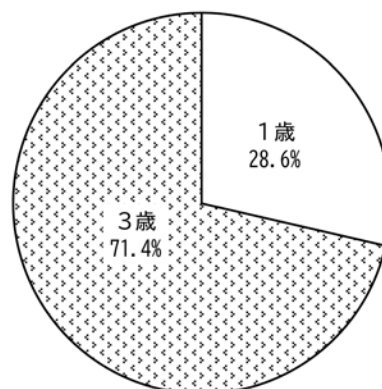
小学生の母親では、50.0%の方が、今後の就労希望があると回答し、その内容は「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」のみでした。また、希望する就労形態は「パートタイム・アルバイト等」が100.0%でした。希望就労開始時期となる末子の年齢は該当者がありませんでした。

■ 就労していない母親の今後の就労希望



「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」を選択

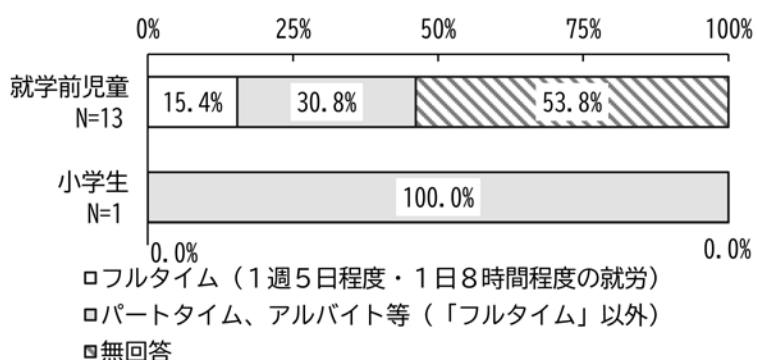
■ 就労希望時の末子の年齢



（就学前児童 N=7）

（小学生：該当なし）

■ 母親の希望する就労形態

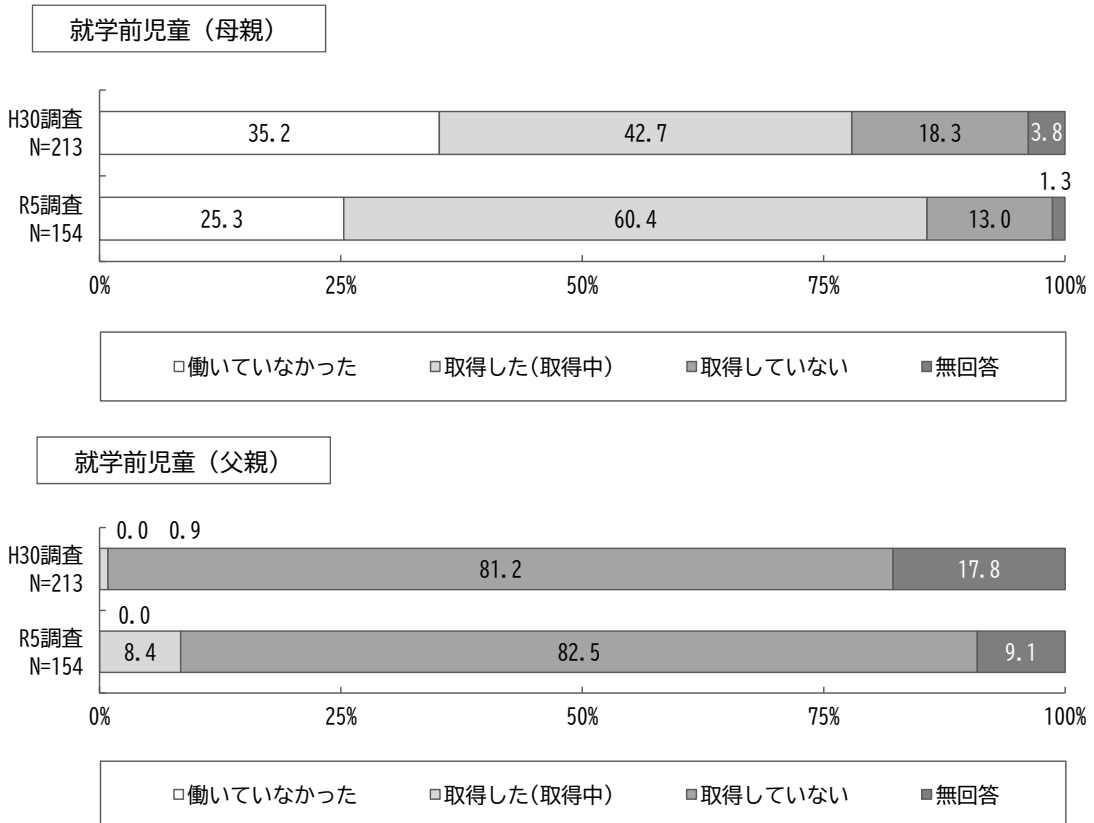


⑥ 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は60.4%、一方で父親は8.4%となっています。

前回調査との比較をみると、「取得した（取得中である）」母親は前回調査の42.7%より17.7ポイント高くなっています。父親は前回調査の0.9%より7.5ポイント高くなっています。

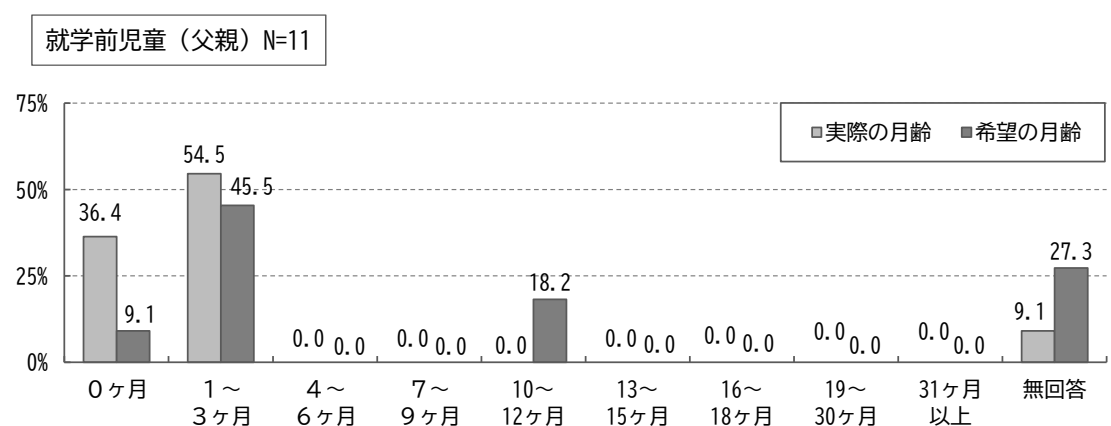
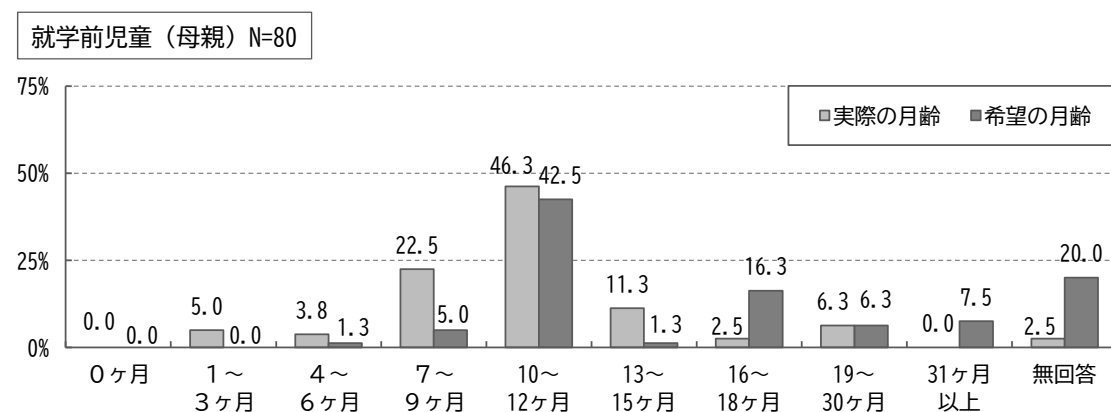
■ 育児休業制度の利用状況（経年比較）



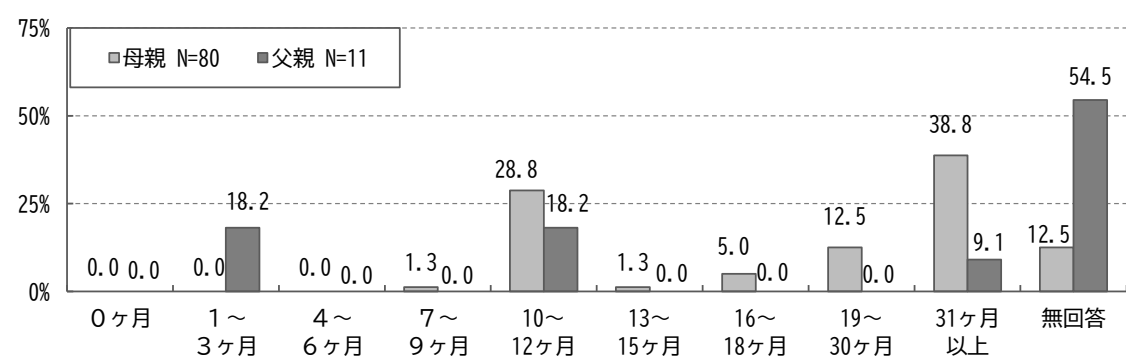
母親が育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢・希望する月齢ともに「10～12ヶ月」（46.3％・42.5％）の割合が最も高くなっている一方で、希望する月齢よりも育児休業から復帰した実際の月齢の方が早い状況となっています。父親については、どちらも「1～3ヶ月」（54.5％・45.5％）でした。

3歳までの育児休業制度があった場合に取得を希望する子どもの月齢をみると、母親は「31ヶ月以上」が38.8％で最も高く、次いで「10～12ヶ月」が28.8％となっています。

■ 育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢と希望する月齢



■ 3歳までの育児休業制度があった場合に取得を希望する子どもの月齢 就学前児童



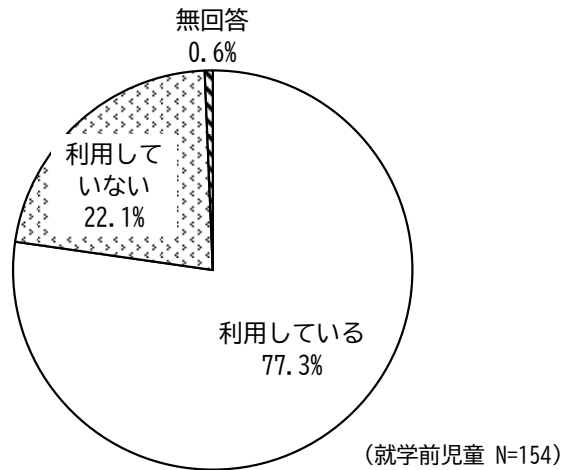
⑦ 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」方は77.3%となっています。

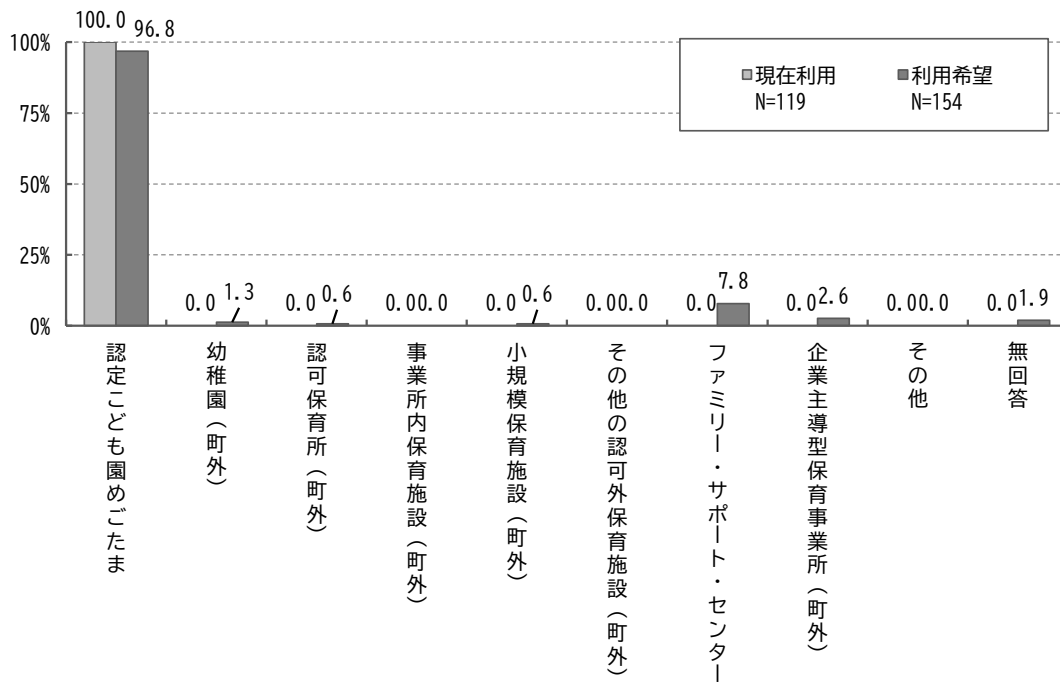
利用中の事業をみると、「認定こども園めぐたま」が100.0%となっています。

今後の利用希望でも「認定こども園めぐたま」が96.8%で、現状より3.2ポイント低くなるものの、最も高くなっています。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況 就学前児童



■ 定期的な教育・保育事業の利用状況及び希望する定期的な教育・保育事業 就学前児童

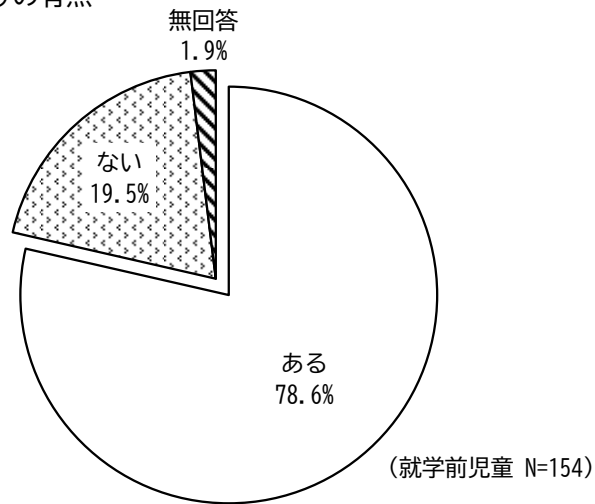


⑧ 子育てについての悩み

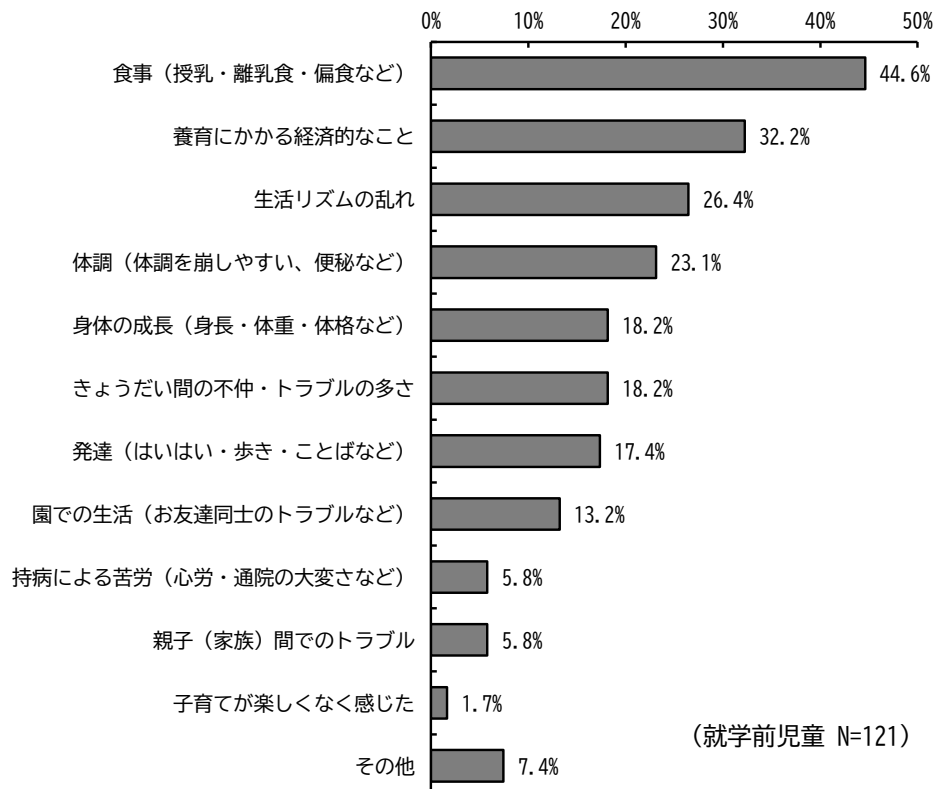
子育てについて大変だと思うことや悩むことの有無をみると、「ある」が78.6%、「ない」が19.5%となっています。

そのうち、どんなことに悩んでいるかは、「食事（授乳・離乳食・偏食など）」が44.6%で最も高く、次いで「養育にかかる経済的なこと」が32.2%、「生活リズムの乱れ」が26.4%となっています。

■ 子育てについての悩みの有無



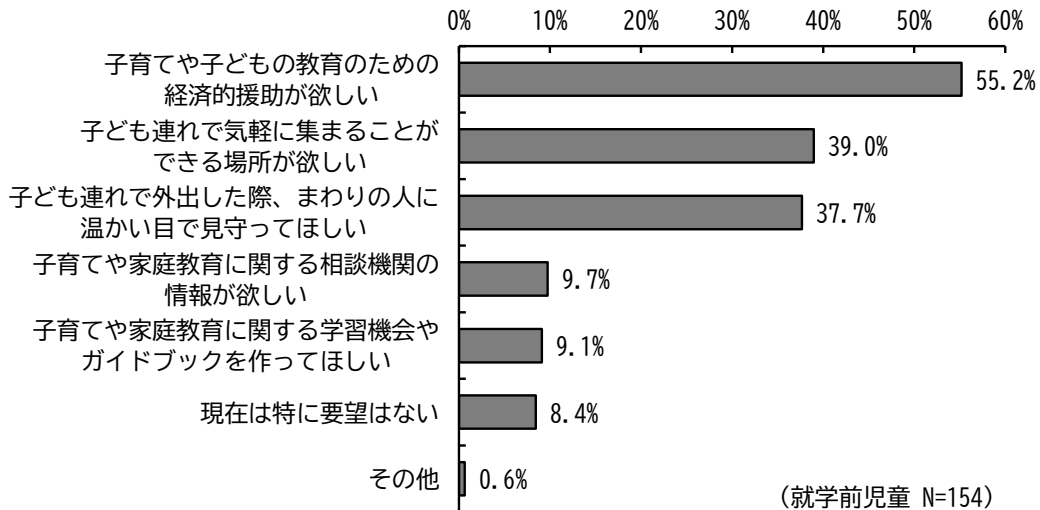
■ どんなことに悩んでいるか



⑨子育ての環境や支援事業について

子育てをする上で周囲に望むサポートは、「子育てや子どもの教育のための経済的援助が欲しい」が55.2%で最も高くなっています。

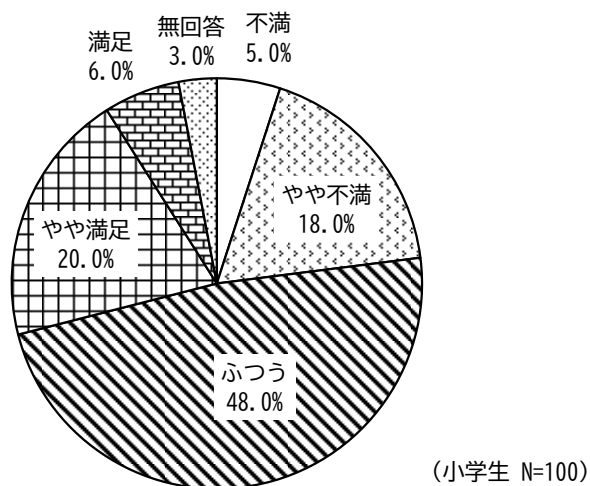
■ 子育てをする上で周囲に望むサポート



小学生の子育ての環境や支援に対する満足度の状況をみると、「満足」と「やや満足」の計が26.0%、「やや不満」と「不満」の計が23.0%で前者が3.0ポイント上回っています。

本町の子育て環境や支援に対して概ね評価されていますが、この評価を引き続き維持するために、子育て中の保護者の視点に立った施策展開を継続していく必要があります。

■ 地域における子育ての環境や支援への満足度



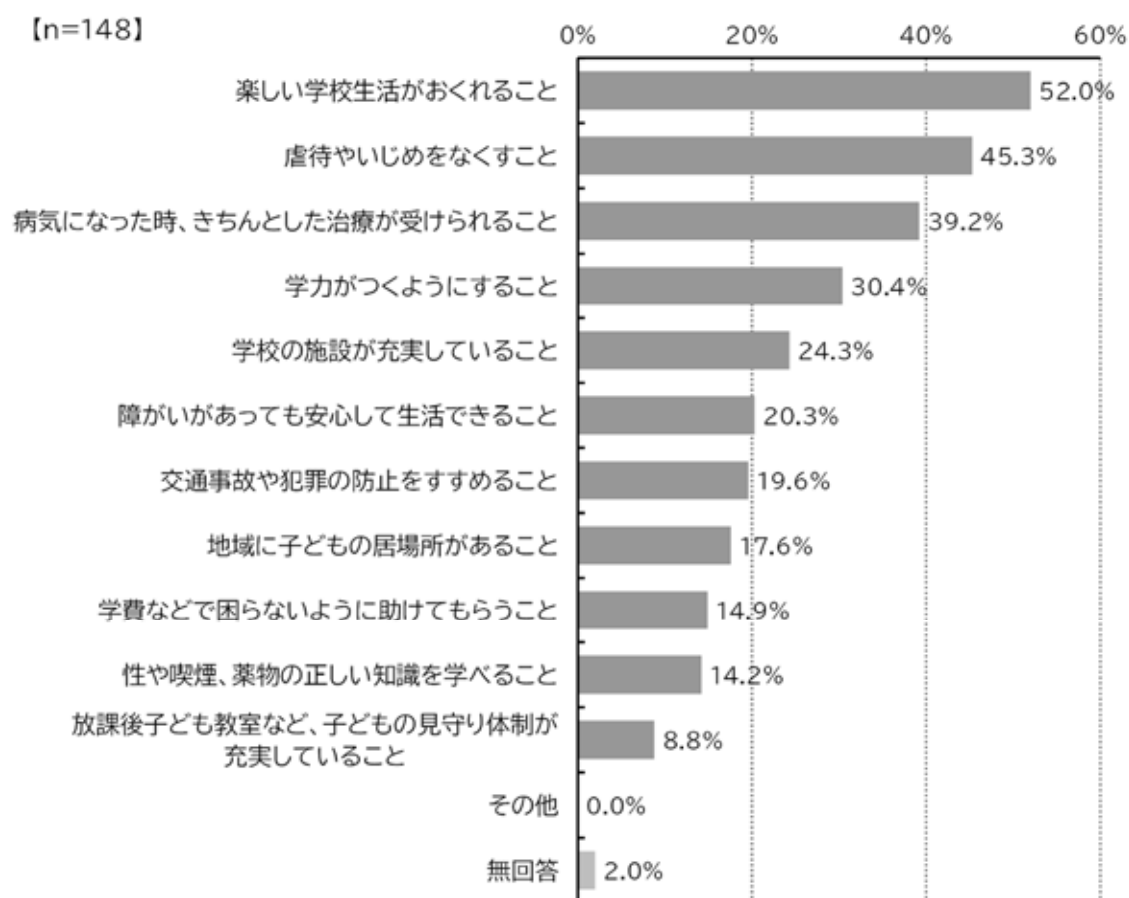
(5) アンケート調査結果 (小・中・高校生アンケート)

①大切なと思う「子どもにかかわる取り組み」について

【小・中学生】

問22 あなたにとって、大切なと思う「子どもにかかわる取り組み」はどれですか。

(〇は3つまで)

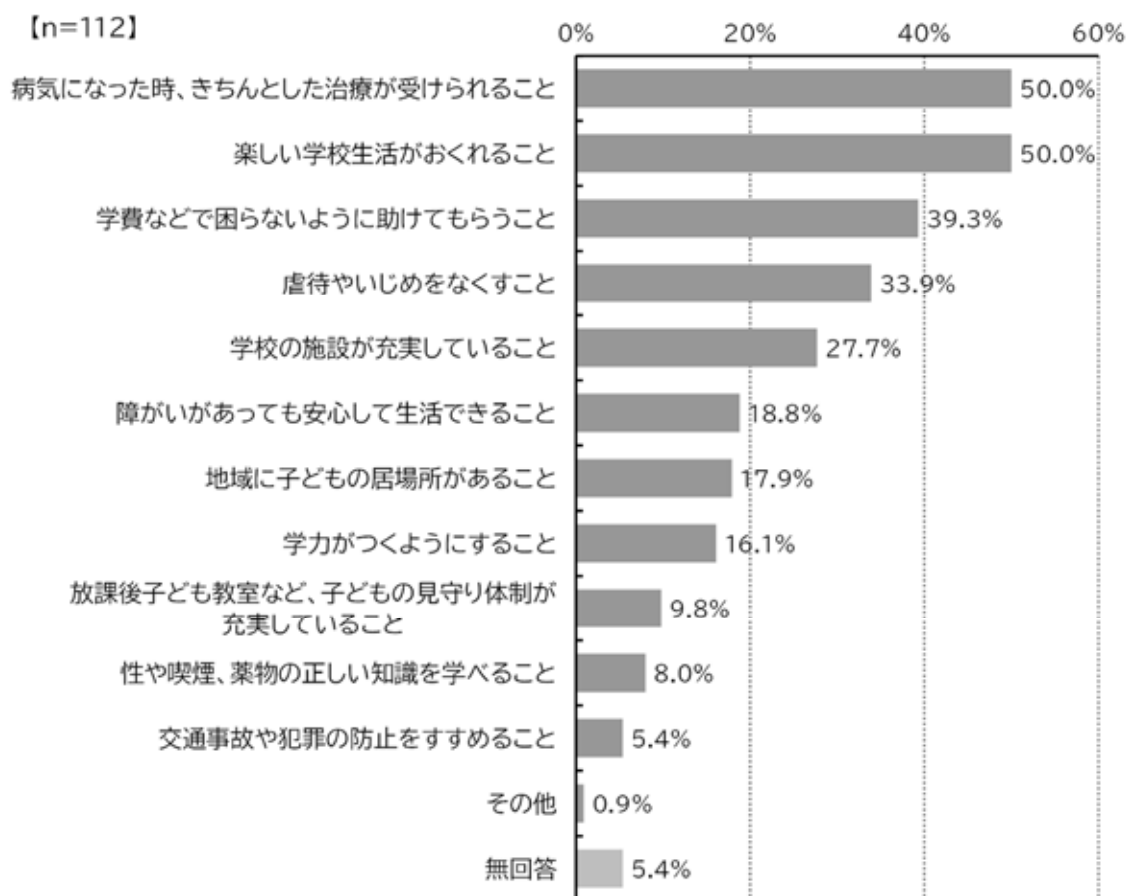


小・中学生では、大切なと思う「子どもにかかわる取り組み」については、「楽しい学校生活がおくれること」が52.0%と最も高く、次いで「虐待やいじめをなくすこと」(45.3%)、「病気になった時、きちんとした治療が受けられること」(39.2%)、「学力がつくようにすること」(30.4%)、「学校の施設が充実していること」(24.3%)と続いています。

【高校生】

問21 あなたにとって、大切だと思う「子どもにかかわる取り組み」はどれですか。

(○は3つまで)



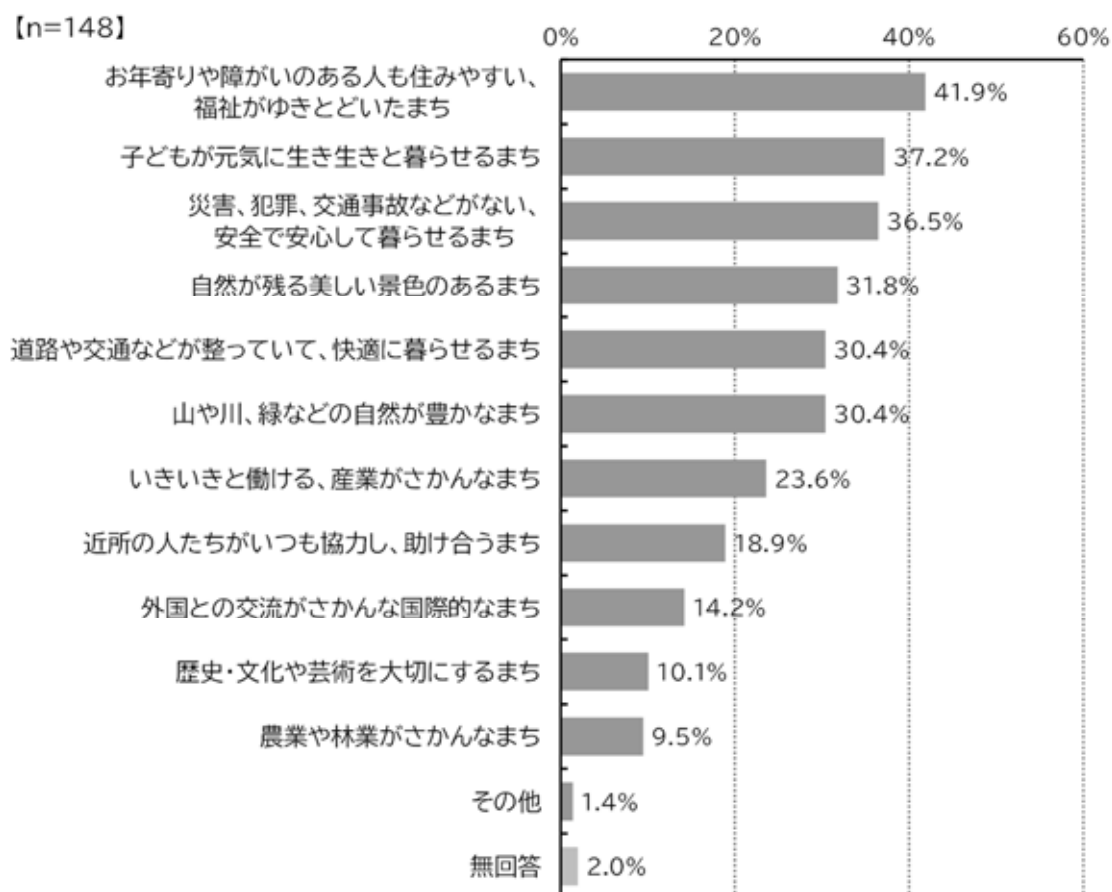
高校生では、大切だと思う「子どもにかかわる取り組み」については、「病気になった時、きちんとした治療が受けられること」、「楽しい学校生活がおくれること」がともに50.0%と最も高く、次いで「学費などで困らないように助けてもらうこと」(39.3%)、「虐待やいじめをなくすこと」(33.9%)、「学校の施設が充実していること」(27.7%)と続いています。

②大人になったとき、金山町はどんなまちになっていたらいいと思うか

【小・中学生】

問23 あなたが、大人になったとき、金山町がどんなまちになっていたらいいと思いますか。

(○は3つまで)

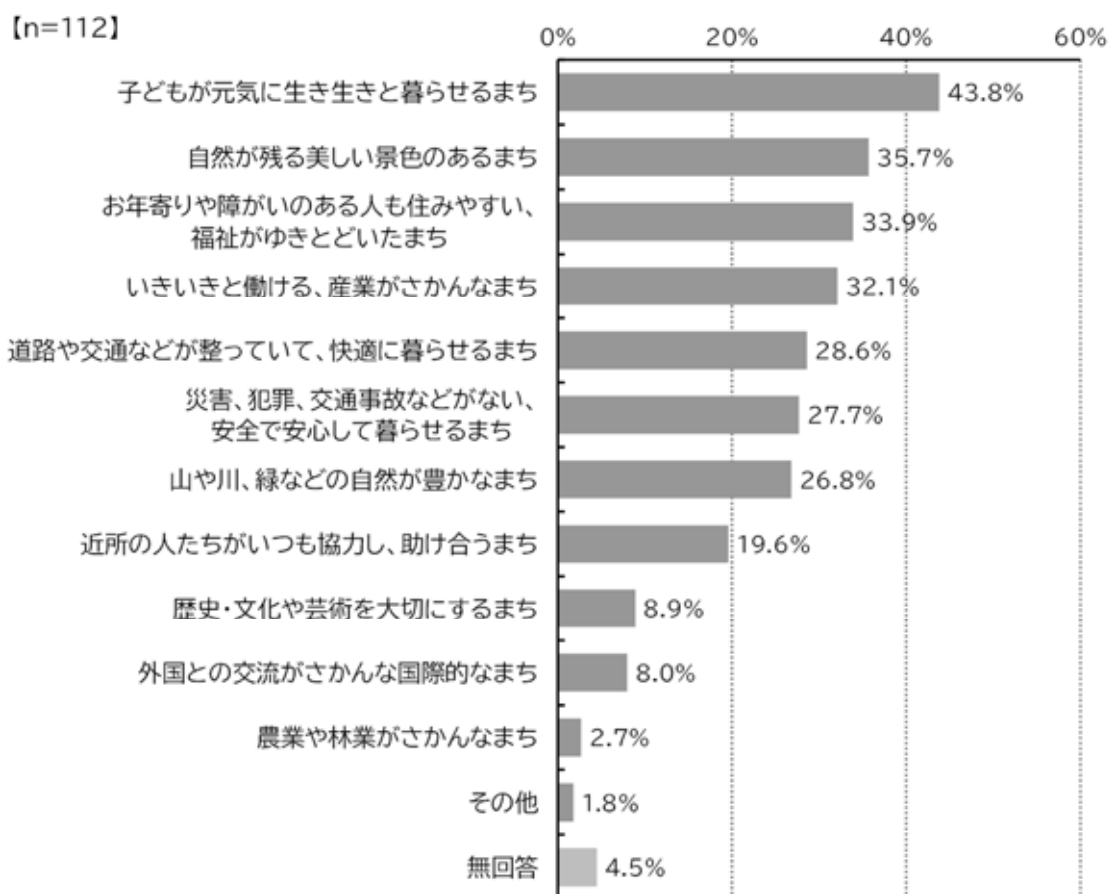


小・中学生に、大人になったとき、金山町はどんなまちになっていたらいいと思うか尋ねると、「お年寄りや障がいのある人も住みやすい、福祉がゆきとどいたまち」が41.9%と最も高く、次いで「子どもが元気に生き生きと暮らせるまち」(37.2%)、「災害、犯罪、交通事故などがない、安全で安心して暮らせるまち」(36.5%)、「自然が残る美しい景色のあるまち」(31.8%)、「道路や交通などが整っていて、快適に暮らせるまち」、「山や川、緑などの自然豊かなまち」(ともに30.4%)と続いています。

【高校生】

問22 あなたが、大人になったとき、金山町がどんなまちになっていたらいいと思いますか。

(○は3つまで)



高校生に、大人になったとき、金山町はどんなまちになっていたらいいと思うか尋ねると、「子どもが元気に生き生きと暮らせるまち」が43.8%と最も高く、次いで「自然が残る美しい景色のあるまち」(35.7%)、「お年寄りや障がいのある人も住みやすい、福祉がゆきとどいたまち」(33.9%)、「いきいきと働ける、産業がさかんなまち」(32.1%)、「道路や交通などが整っていて、快適に暮らせるまち」(28.6%)と続いています。

6 施策の進捗評価

全般的な傾向として、令和2(2020)年から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症により、社会的な行動が制限され、保健・医療・福祉サービスの提供にも制約が生じたほか、本町の子ども・子育て施策においても多大な影響を及ぼし、事業の開催、参加についても制限せざるを得ませんでした。(令和5(2023)年5月から5類感染症に移行)

このような状況ではありましたが、創意工夫により各種事業を推進してまいりました。

(1)「人づくり」分野

各年度の実績をもとに進行管理する事業の進捗状況をみると、7事業のうち4事業が計画値と同値か計画値を上回り達成しております。

4つの成果指標のうち2つの指標で達成、他2つの指標でも目標値近い実績となっています。

①進行管理する主な事業の評価結果

※以下、令和6年度は1月末現在の実績による

1	事業名	適時適育研修会			所管	教学課 健康福祉課
	事業の概要	家庭・地域社会の教育力の向上のための学習機会を提供します。				
	実績値及び計画値				単位：回	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値	12	12	12	12	12
	実績値	6	4	4	3	2

2	事業名	家庭教育推進事業			所管	教学課
	事業の概要	町、家庭、学校及び地域が連携し、町ぐるみで家庭教育を支援する体制の構築を図ります。				
	実績値及び計画値				単位：回	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値	20	20	20	20	20
	実績値	19	17	17	10	5

3	事業名	ブックスタート事業			所管	健康福祉課
	事業の概要	乳児1人につき、絵本を2冊贈るとともに、読み聞かせの実践と、絵本を通じた親子のふれあいの時間を提案します。				
	実績値及び計画値				単位：配布人数	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値	30	30	30	30	30
	実績値	22	24	20	22	14

4	事業名	子育てがっこう			所管	健康福祉課
	事業の概要	異年齢交流の中で自主性・協調性を育むとともに、保護者同士も交流を深め、子育てに関する情報交換や相談の場を提供します。親自身が自己肯定感をもって子育てできることを目的とした学びの場、仲間づくりの場を提供します。 ※進行管理は「仕組みづくり」と重複				
	実績値及び計画値				単位：人	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値（子ども）	220	220	200	200	200
	実績値（子ども）	346	251	161	292	338
	計画値（大人）	200	200	180	180	180
	実績値（大人）	317	248	175	323	331

5	事業名	マタニティ教室			所管	健康福祉課
	事業の概要	妊娠中の心身の健康についての相談、知識の普及を図るとともに、親になる前に、夫婦の役割、家族の役割を考える機会を設けます。				
	実績値及び計画値				単位：回	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値	4	4	4	4	4
	実績値	4	3	4	1	4

6	事業名	乳幼児健診			所管	健康福祉課
	事業の概要	小児科診察・歯科診察を行い、児の成長・発達を確認し、必要な指導を行います。				
	実績値及び計画値				単位：回	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値（乳児）	6	6	6	6	6
	実績値（乳児）	6	6	6	6	6
	計画値（1歳6か月児）	3	3	3	3	3
	実績値（1歳6か月児）	2	3	3	3	3
	計画値（3歳児）	3	3	3	3	3
	実績値（3歳児）	3	2	3	3	2

7	事業名	木育推進事業			所管	健康福祉課
	事業の概要	幼少期から木を身近に使っていくことを通じて、人の暮らしと森や木との関わりを主体的に考えられる豊かな心が育まれるよう、1歳児の子どもすべてに木製のおもちゃを贈呈します。 ※進行管理は場づくりと重複 ※令和5年度から、子育て支援センターの木育遊具の充実に移行				
	実績値及び計画値				単位：人	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値	30	28	26	25	25
		28	15	26	—	—

②成果指標と目標値

成果指標 1	現状値 平成31年2月		目標値 令和6年度	実績値 令和6年3月	結果
読み聞かせをする親の割合 ※アンケート調査結果	84.5%	⇒	86.0%	81.2%	△

成果指標 2	現状値 平成31年2月		目標値 令和6年度	実績値 令和6年3月	結果
マタニティ教室の満足度 ※アンケート調査結果 (満足・やや満足)	45.5%	⇒	60.0%	59.3%	○

成果指標 3	現状値 平成31年3月		目標値 令和6年度	実績値 令和7年1月	結果
乳幼児健診の受診率 ※健康福祉課調べ	乳児 96.6%	⇒	乳児 100.0%	100.0%	◎
	1歳6か月児 100.0%		1歳6か月児 100.0%	100.0%	◎
	3歳児 100.0%		3歳児 100.0%	92.9%	○

成果指標 4	現状値 平成31年3月		目標値 令和6年度	実績値 令和7年1月	結果
乳幼児期・児童期のむし歯の減少 ※健康福祉課調べ 上段：有病率 下段：一人平均むし歯本数	1歳6か月児 3.1% 0.03本	⇒	1歳6か月児 0.0% 0.0本	0.0% 0.0本	◎
	3歳児 17.9% 0.61本		3歳児 14.96% 0.51本	15.4% 0.46本	△
	12歳児 —% 1.06本		12歳児 —% 0.5本	—% 1.37本	△

〈結果記号の見方〉◎：目標達成、○：目標未達成も改善、△：未達成かつ低下

(2)「場づくり」分野

各年度の実績をもとに進行管理する事業の進捗状況をみると、6事業のうち5事業が計画値と同値か計画値を上回り達成していましたが、明安小学校と有屋小学校の廃校に伴い、放課後こども教室の3事業が統合されました。

1つの成果指標については、未達成となっています。

①進行管理する主な事業

※以下、令和6年度は1月末現在の実績による

1	事業名	放課後児童クラブ (めごたま学童クラブ)			所管	健康福祉課
	事業の概要	放課後、就労などにより家庭に保護者が不在の小学生を対象に、安全・安心な活動の場を提供します。				
	計画値及び実績値				単位：箇所	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1	1

2	事業名	金山小学校放課後子ども教室 (森の子ども図書教室)			所管	教学課
	事業の概要	森の子ども図書コーナー内において、絵本や読み聞かせに関連した活動を通じて、地域との交流などの機会を提供します。				
	計画値及び実績値				単位：箇所	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1	1

3	事業名	明安小学校放課後子ども教室			所管	教学課
	事業の概要	明安小学校において、工作・学習・スタッフとの交流など小規模校のよさを生かした活動を通じて放課後の居場所づくりを行います。 ※令和4年度から金山小学校に統合				
	計画値及び実績値				単位：箇所	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	—	—	—

4	事業名	有屋小学校放課後子ども教室			所管	教学課
	事業の概要	有屋小学校において、宿題等の勉強のサポートを行います。 ※令和4年度から金山小学校に統合				
	計画値及び実績値				単位：箇所	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	—	—	—

5	事業名	乳幼児ふれあい体験			所管	健康福祉課
	事業の概要	将来、親になる若い世代を対象に、乳幼児の心身の発達、親の役割、子どもの育つ環境や、子どもを産み育てること、いのちの大切さを理解するために実施します。				
	計画値及び実績値				単位：回	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値	2	2	2	2	2
	実績値	0	1	1	1	1

6	事業名	木育推進事業			所管	健康福祉課
	事業の概要	人間が成長する過程の中で、とくに五感が著しく発達する乳幼児期から、木を身近に感じられ環境づくりを通じて、人の暮らしと森や木との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むための取り組みを通じて「木育」を推進します。 ※進行管理は人づくりと重複 ※令和5年度から、子育て支援センターの木育遊具の充実に移行				
	計画値及び実績値				単位：箇所	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	—	—

②成果指標と目標値

成果指標 1	現状値 平成31年2月		目標値 令和6年度	実績値 令和7年3月	結果
放課後子ども総合プランに基づく一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置 ※教学課、健康福祉課調べ	0箇所	⇒	1箇所	0箇所	△

〈結果記号の見方〉◎：目標達成、○：目標未達成も改善、△：未達成かつ低下

(3)「仕組みづくり」分野

各年度の実績をもとに進行管理する事業の進捗状況を見ると、6事業のうち、年度によっては、計画値を上回り達成しています。

2つの成果指標のうち、1つが達成、1つが概ね達成となっています。

①進行管理する主な事業

※以下、令和6年度は1月末現在の実績による

1	事業名	要保護児童対策地域協議会			所管	健康福祉課
	事業の概要	年1回代表者会議と年2回実務担当者会議を開催します。緊急性のある場合は随時ケース検討会を開催します。				
	計画値及び実績値				単位：回	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値	6	6	6	6	6
	実績値	7	5	5	11	5

2	事業名	家庭育児支援金給付事業			所管	健康福祉課
	事業の概要	施設を利用しない「家庭育児」の支援を行うことが重要であるため、町独自の給付制度を創設します。				
	計画値及び実績値				単位：人	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値	90	85	85	80	80
	実績値	67	49	47	131	83

※令和5年度から延べ人数カウントに変更 令和6年度は、令和7年2月支給実績

3	事業名	子育てがっこう			所管	健康福祉課
	事業の概要	異年齢交流の中で自主性・協調性を育むとともに、保護者同士も交流を深め、子育てに関する情報交換や相談の場を提供します。親自身が自己肯定感をもって子育てできることを目的とした学びの場、仲間づくりの場を提供します。 ※進行管理は「人づくり」と重複				
	計画値及び実績値				単位：開催日数	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値	60	60	60	60	60
	実績値	27	32	44	70	51

4	事業名	子育て短期支援事業			所管	健康福祉課
	事業の概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。				
	計画値及び実績値				単位：人	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値	-	-	-	1	1
	実績値	-	-	-	1	0

5	事業名	こども家庭センター			所管	健康福祉課
	事業の概要	すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象とし、母子保健指導や相談を行う。また、要保護児童対策地域協議会と連携して特に要支援及び要保護児童への支援強化を図り、虐待の防止と早期発見につなげます。※子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点を令和6年度に一体化				
	計画値及び実績値				単位：箇所	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値	-	-	-	-	1
	実績値	-	-	-	-	1

6	事業名	一時預かり事業			所管	健康福祉課
	事業の概要	家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児について、子育て支援センターにおいて一時的に預かり、必要な保育をおこないます。				
	計画値及び実績値				単位：人/日	
	実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画値	-	-	-	-	20
	実績値	-	-	-	-	17

②成果指標の目標値

成果指標 1	現状値 平成31年2月		目標値 令和6年度	実績値 令和6年4月	結果
教育・保育施設の入所待機児童数	0人	⇒	0人	0人	◎

成果指標 1	現状値 平成31年2月		目標値 令和6年度	実績値 令和5年12月	結果
子育てをしてよかったと思う保護者の割合 ※アンケート調査結果	95.3%	⇒	100.0%	96.1%	○

〈結果記号の見方〉◎：目標達成、○：目標未達成も改善、△：未達成かつ低下

7 現状における課題等

【急速な少子化の進行と多様化するニーズへの対応】

- 本町では、年少人口や生産年齢人口が減少傾向にあることから、依然として急激な少子化が進んでおり、今後もこの傾向が続くことが予想されます。

アンケート調査では、就学前児童の母親は約7割、小学生の母親で約9割が働いており、5年前の調査と比べると増加しています。今後就労を希望する母親のニーズがうかがえ、町全体での児童数は減少しているものの、3歳未満の保育に対する需要は増加傾向にあります。

➡働きながら子育てをする共働き家庭等や在宅で子育てをする家庭に、引き続き不足することなく、教育・保育サービスを提供していく必要があります。

- 育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は60.4%、一方で父親は8.4%となっています。前回調査との比較をみると、「取得した（取得中である）」母親は前回調査の42.7%より17.7ポイント高くなっています。父親は前回調査の0.9%より7.5ポイント高くなっています。

➡育児休業満了時（原則1歳到達時）からの認定こども園等の施設の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるよう、環境を整えるとともに、職場において育児休業取得に対する理解促進を求めることが必要です。

- 国・県・あるいは町単独での子育て世帯への経済的な支援が図られ、教育・保育サービスの利用希望者も低年齢化しています。さらに、特別な支援を要する子どもへの対応の充実を図り、インクルーシブ教育・保育を推進することや、「放課後児童対策パッケージ」を踏まえた放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な取り組みの一層の充実が求められています。

➡今後の子育て世帯のニーズに注視するとともに、これらの多様化する教育・保育事業や地域子育て支援事業に適切に応えていくよう、持続可能な供給体制を整備していく必要があります。

【安心して子育てができる環境の整備】

- 女性の就労率が増加している中、就学前児童の日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「父母ともに」が74.0%で最も高く、父母の協力関係は良好との評価ができます。また、就学前児童の子育てに関する親族・知人等協力者の状況をみると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が53.2%と親族の協力関係も見られます。

一方、就学前児童の子育てに関する親族・知人等協力者の状況をみると、「いずれもない」と回答した保護者は5.2%で、気軽に相談できる相手が「いない」と回答した保護者は5.2%でした。

核家族化の進行やコミュニティー意識の希薄化や子育ての負担感などにより、子育て家庭が地域の中で孤立し、育児に悩む人や相談する相手を必要とする人も少なからず存在します。

➡安心・安全に妊娠・出産・子育てができるよう、重層的・継続的な子育て支援の仕組みづくりとして子育て世帯に対する相談及び支援サービスの調整機能を充実させ、健康・医療・保健・福祉・教育などと効果的連携が図られるよう、切れ目のない子育て支援の取り組みを強化し推進することが必要です。

➡個々のニーズに即した子育て支援策を模索するとともに、安心できる育児環境を整備する必要があります。また、こども家庭センターや地域子育て支援拠点を中心に相談窓口（気軽に相談できる・相談しやすい）の機能強化や、状況に応じて専門職との連携、民生児童委員をはじめとした地域とのつながりを深め、必要に応じて訪問活動を展開していく必要があります。

- 子育てをする上で周囲に望むサポートでのアンケート調査結果では、「子育てや子どもの教育のための経済的援助が欲しい」に回答した保護者の割合が55.2%と高く、子育てでどんなことに悩んでいるかでは、「養育にかかる経済的なこと」が32.2%となっています。

➡安心して子育てができる環境を整えるとともに、継続した効果的な経済的支援施策を考える必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念

**子ども一人ひとりを尊重し、
豊かな心と生きる力にあふれる金山っ子（金山人）を育む
子育て・子育て・親育ちのまち かねやま**

本町においては、町が教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進しています。

子ども一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるなかで、子どもが自らを認め自信を持ち、自分の力で育つことができるよう支援していくとともに、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが大切です。

本町では、第1期計画の基本理念である「子ども一人ひとりを尊重し、豊かな心と生きる力にあふれる金山っ子（金山人）を育む 子育て・子育て・親育ちのまち かねやま」を第2期も掲げ、各種子育て支援策に取り組んできました。

第3期計画においては、第5次金山町総合発展計画の基本目標の一つである「出会い・結婚・出産・子育ての希望がかなう、誰もが生きがいを持てるまち」を踏まえつつ、第1期計画、第2期計画における取り組みの連続性並びに整合性を維持するため、この基本理念を継承し、子育てを地域社会全体で支えあう環境づくりと、子ども・子育てに関する切れ目のない支援の推進に取り組めます。

2 計画の基本方針

本計画では基本理念を実現するために、以下の3項目を基本方針として、子ども・子育て支援に係る施策を総合的に展開します。

基本方針1 子ども・子育て支援の『人づくり』

子どもの「生きる力」の育成とは、健やかな身体の育成はもちろん、変化の著しい現代社会に対応できる人格形成を促すことです。

そのため、子どもが人として育つ発達課題に配慮した町の教育理念である「適時適育」を推進し、乳幼児期から児童期までの教育の充実を図ることはもとより、適時適育に不可欠である家庭の教育力向上のための親育ちの支援を推進します。さらには、子どもと親の育ちを支えてもらうための地域住民の啓発や協力促進を図り、本町に住むあらゆる人を巻き込んだ子ども・子育て支援に取り組む「人づくり」を推進します。

基本方針2 子ども・子育て支援の『場づくり』

子どもが健やかに育ち、また、保護者が安心して子育てできるには、子ども・子育て支援のための環境の向上を図ることが必要です。

本町には、豊かな自然をはじめ、認定こども園、子育て支援活動に取り組む団体などさまざまな社会資源があります。そのような地域特性を活かし、子どもの学びや遊び、保護者の交流や相談が促されるような安全・安心な居場所・活動拠点等の確保、あるいは、学習活動や子育て支援の機会提供など、多様な「場づくり」を推進します。

基本方針3 子ども・子育て支援の『仕組みづくり』

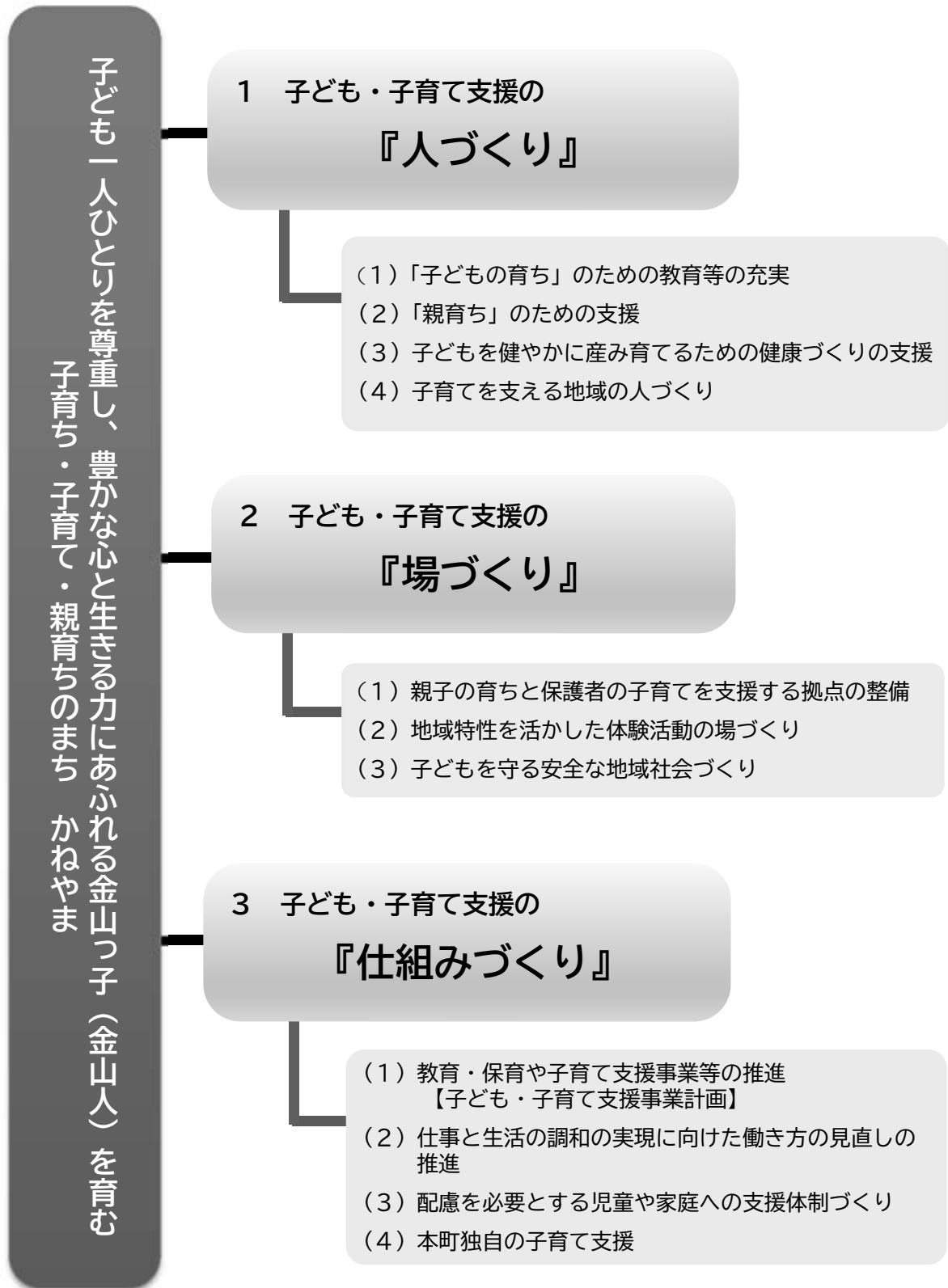
子どもや子育て家庭が置かれている現状を踏まえ、乳幼児期の教育・保育、地域における子ども・子育て支援をより充実させる必要があります。また、本町独自の取り組みとして、子育て家庭に多様な選択肢を用意し、それぞれの価値観に沿って行われる子育てを支援するために、施設を利用せずに育児を行っている家庭への支援も併せて行うことが必要です。

さらに、障がいのある子どもや虐待を受けている子ども、経済的困難を抱える家庭で育つ子どもなど、特別な支援を必要とする子どもへの早期対応や配慮と、子育てにやさしい社会づくりに向けて、育児休業・休暇の取得促進や、働き方の見直しなど、仕事と生活の調和が図られるような企業の理解と努力が求められます。

子ども一人ひとりの育ちが守られ、子育てしやすい地域社会の実現に向け、新制度に基づく各事業の適切な実施と、町の子育ち・子育て・親育ちの環境整備をより一層充実させていくような「仕組みづくり」を推進します。

3 施策の体系図

《基本理念》 ----- 《基本方針》 ----- 《推進する施策》



4 重点的な取り組み

(1) 切れ目のない子育て支援と包括的な支援の充実を図ります

【妊娠時期～出生～園～小中学校を通じた事業の連続かつ一貫性の保持】

核家族化の進行やコミュニティ意識の希薄化や子育ての負担感などにより、子育て家庭が地域の中で孤立し、育児に悩む人が少なくありません。特に、妊娠前から妊娠、出産、産後、子育て期までは、産前産後の心身の不調や子育て期の悩みを抱え、周囲の支えが必要となる場合があります。

今後は、安心・安全に妊娠・出産・子育てができるよう、重層的・継続的な子育て支援の仕組みづくりとして、母子健康手帳交付時からの子育て世帯に対する相談及び支援サービスの調整機能を充実することにより、医療・保健・福祉・教育などと効果的連携が図られる切れ目のない支援の推進のため、「こども家庭センター」を中心に、相談機能や訪問活動を強化しながら、継続的な支援につなげていきます。

(2) 「適時適育」の推進強化を図ります

第1期計画以降、「適時適育」を基本とした次世代育成支援行動計画を引き継いだ計画であることから、引き続き長期的視野に立った計画の推進が図られるものとします。

本町の教育の大綱である「適時適育」の内容について、より一層家庭教育の重要性を伝えていく必要があります。そのためには、まず、周知するためのさらなる工夫が必要であり、今後も具体的な体験活動を通して、理解を促すような取り組みを継続して行います。

また、適時適育の理念を実現するため、園小連携委員会等における検討を継続していきます。

(3) 学童期における放課後の総合的な居場所の充実を図ります

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変っている現在、地域をあげて社会全体で子ども・子育て支援を行う、新しい仕組みの構築が必要となっています。

アンケート調査では、就学前児童家庭の母親は約7割、小学生で約9割が働いており、5年前の調査と比べると増加しており、また、今後就労を希望する母親のニーズがうかがえます。このことから、放課後の居場所に対するニーズがさらに高まっており、地域の人材や地域資源を活用した段階的な放課後の居場所づくりが求められています。

今後は、国が示す「放課後児童対策パッケージ」を踏まえた放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携強化、住民ニーズに注視するとともに、将来的なニーズや人口動態等も踏まえ、持続可能な供給体制を整備していきます。また、併せて、特別な配慮を必要とする子どもへの対応等についても検討し推進していきます。

第4章

子育てに関する施策の展開

第4章 子育てに関する施策の展開

基本方針1 子ども・子育て支援の「人づくり」

1 「子どもの育ち」のための教育等の充実

子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきている中、その状況におかれている子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭、学校、地域社会が十分連携し、豊かな人間性を育む教育や個性を生かした多様な能力を育む教育を推進していく必要があります。

学校では、確かな学力を身につけることはもちろん、一人ひとりの個性を尊重し、人を思いやる豊かな心を持った心身とともに、スポーツ等を通じて健やかな身体を育成することも重要な課題です。また、学校が身近で親子が安心できる場となるよう、地域に開かれた学校、信頼される学校づくりも求められます。

未来を担う子どもたちが、将来家庭を築き、子どもを生み育てたいと思ったときに、その希望を実現できるように、子どもが個性と可能性を十分発揮して豊かに生きる力を伸長することができるよう、本町の教育環境の充実を図ることが必要です。

* 金山町の心と身体が健やかな児童と生徒を育てる条例

(平成28年6月9日 条例第18号)

すべての児童と生徒はわが町の宝であり、笑顔にあふれ、心身ともに健やかに成長することは、すべての町民の願いである。しかし、昨今、大きな社会問題になっているいじめは、わが町の次代を担う児童と生徒からかけがえない笑顔を奪うとともに、健やかな成長を妨げるだけでなく、わが町の将来にも大きな影を落とす事態を招くことが考えられる。私たちは、先人から引き継いできた伝統の下、「適時適育」の理念に立ち、笑顔あふれる心と身体が健やかな児童と生徒を育み、いじめのない明るく元気な次代をつくるため、この条例を制定する。

基本理念

- 一、町民は、いかなる理由があってもいじめのない、心と身体が健やかな児童及び生徒を育てよう努めなければならない。
- 二、町民は、いじめを未然に防ぐとともに、いじめが起きにくい環境をつくり、日々の笑顔を守り広げるよう努めなければならない。

主な施策・事業

● 「適時適育」の推進

本町では、人として育つ課題に配慮した教育の発想を生かし、変化の激しい社会に対応できる人格の形成を目指すために「生きる力」を育てることを基本とし、「適切な時期に適切な教育を（適時適育）」を推進しています。

教育指導員の配置、ICT教育環境の整備、基礎学力の向上はもちろんのこと、社会性と情動の能力（共感し、情動をうまく扱い問題を解決できる能力）や、自己調整力（自分の情動や思考、行動を自分自身で観察し、うまく扱う能力）を養うための教育プログラム（セカンドステップ）に取り組むなど、情操豊かな児童・生徒を育てるための個々に応じたきめ細やかな学習指導とあわせて推進します。

●学校教育の充実

学校教育では、子どもたちの基本的な生活習慣と基礎学力の定着、人権教育や道徳教育の推進を通じた豊かな人間性の育成と、いじめや体罰のない学校づくり、健康づくりと体力向上を通じて「生きる力」を育むため、教科教育はもちろん、総合的な学習の時間等における教育の充実と、健康教育、思春期保健対策を推進します。

さらなる学校運営の充実に向け、教職員研修の充実と担任力の育成を図るほか、学校評議員制度のもと、より開かれた学校づくりに努め、地域と家庭と学校との連携・協力を図りながら、子どもの心身の健やかな成長への取り組みと、安全で安心して学べる学校づくりを推進します。

●スポーツ環境の充実

子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成するため、マラソン大会やスポーツ大会の開催、金山健康ふれあいスポーツクラブ活動の支援、スポーツ少年団活動などを通じたスポーツ環境の充実を図ります。

各種の競技スポーツの振興にも取り組んでおり、特に町技とも言えるクロスカントリースキーでは、小・中・高校生と指導者のマッチング、選手の強化や指導者の資質の向上を支援しています。

●世代間交流の推進

すべての子どもたちが、乳幼児や高齢者も含めた様々の世代と交流することのできる活動を提供し、自主性や協調性の育成を推進します。

●環境教育の推進

森林資源によって豊かに維持されてきた「金山らしさ」を森林・森林業の持つ多様性を知ること、次世代を担う人たちに再認識・評価してもらい、地域への愛着を深めることで、人口流出をおさえ、Uターンを後押しするとともに、交流人口の増進をめざします。

人間が成長する過程の中で、とくに五感が著しく発達する乳幼児期から、町の木や花、鳥など、自然を身近に感じる事が可能な環境づくりを通じて、森林に対する親しみを持ち、絵本や木製遊具などで自然を日常生活に取り入れることを目指します。

また、これらの活動を通じて、町の基幹産業である林業への理解、自然に親しむ機会の充実と人の暮らしと関わりを主体的に捉えられる豊かな心が育まれるよう、自然・地域への愛着形成を図っていきます。

2 「親育ち」のための支援

家庭は、子どもたちが親や家族との愛情による絆を形成し、自立心等を身につけていく場所であり、地域社会との関わりの中で夫婦が子育ての喜びを共有しながら実感していくところでもあります。また、すべての教育の出発点は家庭教育であり、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和がとれた発達を促すよう努めることが求められます。そのためにも、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会を充実させるとともに、子育てに携わっている保護者同士の交流を通じた自主学習への支援やネットワークづくりへの支援等の体制づくりを推進します。

主な施策・事業

●適時適育事業

町教育の基本方針「適時適育」のもと関係機関が連携し、子育て世代の育った環境・時代背景を考慮し、周知方法もポスターや小冊子の配布をはじめ、体験活動や具体的方法を加えるなどの工夫をしながら事業を実施します。

子どもの人格形成にかかわる保育者は、発達段階に応じた課題を理解し、支援の方策を捉え、こども園での計画的なセカンドステップを実施します。

●学校・家庭・地域の連携協働推進事業

学校、家庭及び地域住民相互の連携・共同を推進することにより、学校を核とした地域住民等の参画や地域の特色を活かした事業の展開を図ります。また、町全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに地域コミュニティの活性化を図ります。

やまがた子育て講座、幼児共育ふれあい広場等を実施します。

●家庭教育推進事業

町、家庭、園、学校及び地域が連携し、町ぐるみで家庭教育（幼児教育を含む）を支援する体制を構築するとともに、家庭のあり方や家庭教育支援のあり方について課題を明確にし、家庭教育力向上や男性の育児参加を促すための取り組みを行います。

園から小学校へスムーズに移行できるよう、家庭教育推進委員会、園小連携委員会等で情報交換・情報共有を進めていきます。

●ブックスタート事業

子育てで大切な「親子の心と肌がふれあい、心があたたかくなる楽しい時間」を感じてもらうこと、乳幼児期からのスキンシップや言葉がけの大切さを「絵本」を通して伝えるきっかけづくりのため、読み聞かせの実施と乳児1人につき、絵本2冊を贈呈します。出生数の減少により贈呈数は減少していますが、対象者すべてに絵本を提供し、きつねのボタンスタッフの協力により読み聞かせの実践とその大切さを保護者へ伝え

ていきます。

●「子育てがっこう」の実施

未就園児を対象に、異年齢間の子ども同士が様々な遊びの中で、自主性・協調性を育む場を提供します。

また、保護者に対しては、子育てに関する相談や情報提供、親同士のコミュニケーションの場の提供と、子どもの発達段階に応じた家庭教育講座を実施し、親育ちと町ぐるみの子育て支援体制の構築、子育て中の親自身が充実感と自己肯定感を持ち子育てできることを目的とした学びの場、仲間づくりの場を提供します。

■「子育てがっこう」の主なメニュー

テーマ	主 な 内 容
『愛着形成』	○ベビーマッサージ講座、プレベビーマッサージ・ママケア教室、読み聞かせ・お話会 ※男性の育児参加を促す取り組みを含む
『遊 び』	○おもちゃ講座、木育講座、季節遊び講座、工作講座 ○運動講座、外遊び講座
『衣・環境』	○自然、山や川、田畑に関する講座 ○祖父母の力、知恵の伝授に関する講座
『食・健康』	○おっぱい・離乳食講座、おやつ・おかず・お弁当講座、食育講座 ○救急法講座、Dr 講話（心と身体、歯の健康づくりなど）
『大人の教室』	○ソーシャルスキルトレーニング、メディアリテラシー ○おかあさん体操 ○親学、先輩パパママによる講座 ○サークル、フリーマーケット活動
※特別講座	○講演会、イベント

●子育て世代支援のための生涯学習の推進

若者たちが自己の目標や社会へ参画をめざすための多様な学習機会や子育てしながら学ぶ学習機会を確保するため、生涯学習の情報を提供するとともに、自主的なサークルの育成に努めながら各種講座を開催します。

●児童手当の支給

子育て家庭における生活の安定を図り、次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、児童手当を支給します。

●親世代の定住支援

町内企業への雇用支援を行うなど、町内における若年者の就業機会の確保に努め、経済的自立を促すことにより結婚しやすい環境づくりを図ります。

子育て世代の定住を促進するため、優先入居の実施等に取り組むとともに、町営住宅の適正管理を図るなど、良質な住宅確保に向けニーズに応えられる住環境の整備に努めます。

3 子どもを健やかに産み育てるための健康づくりの支援

女性にとって妊娠・出産は大きな喜びであると同時に、出産後の「子育て」に対して不安や悩みが生じやすいものです。そのため、安全で快適な出産に向けた日常生活全般にわたる細かな健康管理の支援や、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減を目的とした「心のケア」を図る必要があります。また、子どもが健やかに成長するためには、健康診査や予防接種などによる「疾病の予防」に加え、生涯にわたる健康的な食習慣確立の支援が必要です。

主な施策・事業

●こども家庭センター

「子育て世代包括支援センター」（母子保健機能）が、「こども家庭総合支援拠点」（児童福祉機能）と一体化し、令和6（2024）年度から「こども家庭センター」が設置されました。妊娠前から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に保健師等の専門職が対応して、必要に応じて個別に支援プランを作成し、産後うつ病の早期発見と早期対応に努め、育児不安や虐待予防に努めます。

さらに、健康・保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携を密にしながら、子どもの成長や発達に応じたきめ細やかな相談に応じるなど、切れ目のない支援体制の強化を図ります。

●母子保健事業の充実

切れ目のない母子保健サービスを提供するため、関係機関と連携して「母子保健指導」「健康診査」「訪問指導」等の充実を図ります。また各種健診のほか、健康教育、健康相談、子育てに関する情報提供等を実施するとともに、未受診者への連絡等を行い、受診率の向上に努めます。

■ 町が実施する母子保健事業（※こども家庭センターにおける、母子保健機能）

事業	主な内容
利用者支援事業	○必須業務として、①妊産婦・乳幼児等の実情把握、②妊娠～子育てに関する各種の相談対応・情報提供・助言・保健指導、③支援プランの策定、④保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を実施。
新生児訪問	○生後1か月前後の新生児・乳児のいる家庭を対象に、新生児・乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防など育児上重要な事項の指導と産婦の心身の健康状態の確認を目的として実施する。
乳児健診	○乳児の疾病及び異常等の早期発見のため、小児科診察を行い児の成長・発達を確認し、必要な指導を行う健康相談・子育てに関する情報提供を実施する。 ○適正な離乳食のすすめ方やむし歯予防等の健康教育を行う。

事業	主 な 内 容
低所得妊婦初回産科受診料費助成事業	○住民税非課税世帯や同等の水準の世帯の妊婦の経済的負担の軽減のため、母子健康手帳交付前の妊娠判定を受けるための医療機関受診費用を助成する。また、医療機関と連携し、継続的な状況把握や支援を行っていく。
産後ケア事業	○退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。
妊婦等包括相談支援事業	○妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を実施する。母子保健法上の事業との連携及び調和の確保に努め、妊産婦等に対する保健指導や新生児の訪問指導等と併せて行うなどの連携に留意する。
産前産後サポート事業	○妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、保健師や助産師等の専門家等による相談支援を受けられる場を設け、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消や育児に対しての不安の軽減を図ることを目的とし、実施する。
産婦健診	○出産後間もない時期の産婦に対して健康診査を行うことにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、産後うつや新生児への虐待予防等を図る。
妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	○医学的な理由等により周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦の経済的負担等の軽減のため、交通費及び宿泊費の支援を行う。
1 か月児健診	○疾病及び異常の早期発見や保健指導を行うことで、その進行を未然に防止することを目的として実施する。また、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言等を行う。
1 歳児歯科健診	○むし歯予防のため歯科健診を行い、歯科保健についての情報提供、健康教育、健康相談等を実施する。
1 歳6 か月児健診	○1 歳6 か月児の疾病及び異常の早期発見のため、小児科診察・歯科診察を行い児の成長・発達を確認し、必要な指導を行う。健康教育、健康相談、子育てに関する情報提供等を実施する。
2 歳児歯科健診	○むし歯予防のため歯科健診を行い、歯科保健についての情報提供、健康教育、健康相談等を実施する。
3 歳児健診	○3 歳児の疾病及び異常の早期発見のため、小児科診察・歯科診察を行い児の成長・発達を確認し、必要な指導を行う。健康教育、健康相談、子育てに関する情報提供等を実施する。
5 歳児健診	○5 歳児の成長・発達の確認や就学に向けての支援を実施する。
むし歯予防事業	○むし歯予防のため、歯科健診・歯磨き指導・フッ素塗布を無料で実施する。（1 歳～小学6 年生）、 ○むし歯予防のため、認定こども園幼児を対象にブラッシング指導を含む保健指導や歯科健診を行う。（ピカピカ歯みがき）
予防接種の推進	○感染症への罹患予防のため、予防接種の勧奨を実施する。

●妊婦に対する健康知識の普及

母子保健手帳を交付する「すこやか相談」や「マタニティ教室」等の産前・産後サポート事業などを通じ、妊娠中における知識の普及を図るほか、禁煙・禁酒指導、産後うつ、家族支援等の講話を実施します。

●不妊治療の支援

不妊で悩む夫婦や治療を希望する方への支援として、情報提供や相談支援、費用の助成を行います。

●子どもが元気に育つための保健・医療体制の充実

子どもが元気に育つためには、子どもの生活リズムを整えることが大切です。「3歳の子は9時までに就寝する39運動」を推進していきます。

また、医療を中心とした発育・発達の異常や疾病の早期発見を目的とする健康診査や新生児聴覚検査費用助成、保健師による訪問指導、さらには感染症から子どもを守るための予防接種を実施します。

保護者の子育てにおける安心の確保を図る点から、町内の医療機関における小児医療体制の整備を進めるとともに、小児救急医療電話相談（＃8000）など関係する施設・サービス等の情報周知・普及に努めます。

●歯の健康づくり事業の充実

子どもの歯は「むし歯」になりやすく進行が早いのが特徴です。歯科健診を定期的に受けることで、家庭では見つけにくい初期のむし歯や“かみ合わせ”などの問題を早期発見するとともに、むし歯・歯周疾患を予防し8020運動を推進するために、マタニティ教室にて妊娠期から、乳児健診にて歯が生える前からの保健指導と1歳から小学校6年生までのフッ素塗布を実施します。

また、町内歯科医院、認定こども園、小中学校及び養護教諭との連携を図り、切れ目のない継続的な歯の健康づくりに向けた推進体制を構築します。

●食育の推進

子どもとその親・祖父母等の家族がみんなでより良い食習慣を身に付けてもらうため、食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につける「食育」を推進します。

食生活改善推進員・栄養士等による働き盛り世代に対する健康教育の実施、また、認定こども園での食育指導や乳幼児健診等での個別の栄養指導に力を入れ、「早寝・早起き・朝ごはん」の推進、教学課・子育て支援センターで実施する離乳食講座と連携を図ります。

また、地域に根ざした農畜産物など「食」と「農」を活用した食育や、安心・安全な旬の食材を使った地域の食文化・郷土料理についての楽しみを推進します。

4 子育てを支える地域の人づくり

家庭のみならず、かつては地域・集落が担っていた子育て機能が低下するなど、子育てをめぐる地域の環境は大きく変化してきています。もちろん、子育ては、保護者が第一義的責任を持つことが最も重要ですが、祖父母などの親族をはじめ、近隣の住民や友人など身近な人々のサポートが大きな助けとなります。

地域社会が子育て家庭に寄り添い、各家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることなどを通じて、すべての保護者が自己肯定感を持ちながら育児ができるよう、子育てを支える地域体制を目指していきます。

主な施策・事業

●学校等・家庭・地域の連携による子どもを育む体制づくり

学校行事への地域住民の参加促進、学校支援の人材活用などにより、地域の教育機関における子育てを支援する体制づくりや、広く適時適育や家庭教育に関する情報提供に努め、家庭・地域社会の教育力の向上のための学習機会の拡充を図ります。

また、地区や集落の中で子育てを支援していく体制づくりを推進し、町ぐるみでの子育て支援活動の促進を図ります。

園・学校・家庭・地域といった子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育む体制づくりに努めます。

●子ども会活動や地区行事の活性化

地域の子どもが年齢を超えて交流できるよう、地区子ども会のあり方を検討し、活動の改善を図ります。また、地域の人と子どもたちの交流機会を増やし、地域への関心を高めるため、子どもたちが参加しやすい地区行事の実施体制づくりを進めます。

●子育てボランティアの輪を広げる活動の推進

育児サークル・子育て支援ボランティアの活動状況などの情報を把握・整理し、町民に広く発信し、活動への参加の促進を図ります。

子育てに関するボランティア団体に対しては、適宜運営支援を行うとともに、活動に取り組む個人やグループ間の交流を促進し、人とのつながりの輪、活動の輪の拡大に努めます。

■進行管理する主な事業【人づくり】

①進行管理する主な事業

本計画においては、事業ごとに計画値を設けて進行管理していきます。

1	事業名	適時適育研修会				所管	教学課 健康福祉課
	事業の概要	家庭・地域社会の教育力の向上のための学習機会を提供します。（やまがた子育て講座・幼児共育ふれあい広場）					
	実績値及び計画値					単位：回	
	実施年度	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画値	3	3	3	3	3	3

2	事業名	家庭教育推進事業				所管	教学課 健康福祉課
	事業の概要	町、家庭、園、学校及び地域が連携し、町ぐるみで家庭教育を支援する体制の構築を図ります。 (家庭教育推進委員会・園小連携委員会等の開催)					
	実績値及び計画値					単位：回	
	実施年度	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画値	10	10	10	10	10	10

3	事業名	ブックスタート事業				所管	健康福祉課
	事業の概要	乳児1人につき、絵本を2冊贈るとともに、読み聞かせの実践と、絵本を通じた親子のふれあいの時間を提案します。					
	実績値及び計画値					単位：配布冊数	
	実施年度	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画値	22	26	28	24	24	24

4	事業名	子育てがっこう				所管	健康福祉課
	事業の概要	異年齢交流の中で自主性・協調性を育むとともに、保護者同士も交流を深め、子育てに関する情報交換や相談の場を提供します。親自身が自己肯定感をもって子育てできることを目的とした学びの場、仲間づくりの場を提供します。 ※進行管理は「仕組みづくり」と重複					
	実績値及び計画値					単位：人	
	実施年度	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画値（子ども）	292	290	290	270	270	270
	計画値（大人）	323	290	290	270	270	270

5	事業名	マタニティ教室				所管	健康福祉課
	事業の概要	妊娠中の心身の健康についての相談、知識の普及を図るとともに、親になる前に、夫婦の役割、家族の役割を考える機会を設けます。					
	実績値及び計画値					単位：回	
	実施年度	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画値	1	4	4	4	4	4

6	事業名	乳幼児健診				所管	健康福祉課
	事業の概要	小児科診察・歯科診察を行い、児の成長・発達を確認し、必要な指導を行います。					
	実績値及び計画値					単位：回	
	実施年度	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画値（乳児）	6	6	6	6	6	6
	計画値 （1歳6か月児）	3	3	3	3	3	3
	計画値（3歳児）	3	3	3	3	3	3

②成果指標と目標値

成果指標 1	現状値 令和6年3月		目標値 令和11年度	データ 取得先
読み聞かせをする親の割合	84.5%	⇒	86.0%	アンケート 調査結果

成果指標 2	現状値 令和6年3月		目標値 令和11年度	データ 取得先
マタニティ教室の満足度 (満足・やや満足)	59.3%	⇒	60.0%	アンケート 調査結果

成果指標 3	現状値 令和6年3月		目標値 令和11年度	データ 取得先
乳幼児健診の受診率	乳児 100%	⇒	乳児 100%	健康福祉課
	1歳6か月児 100%		1歳6か月児 100%	
	3歳児 100%		3歳児 100%	

成果指標 4	現状値 令和6年3月		目標値 令和11年度	データ 取得先
乳幼児期・児童期のむし歯の減少 上段：有病率 下段：一人平均むし歯本数	1歳6か月児 0% 0本	⇒	1歳6か月児 0.0% 0.0本	健康福祉課
	3歳児 4.5% 0.09本		3歳児 0.0% 0.0本	
	12歳児 - % 1.17本		12歳児 - % 0.5本	

基本方針２ 子ども・子育て支援の「場づくり」

１ 親子の育ちと保護者の子育てを支援する拠点の整備

現状と課題

子どもと親の育ちを考えると、地域において、子どもが学び・遊べる場はもちろん、子どもと親がともに集える場、あるいは、親同士が話をしたり、気軽に相談し合えたりできる場があることはとても重要なことです。

また、町で提供する親子の育ちの場が、ニーズを踏まえたよりよいものとなるためには、地域住民の参画が重要であることから、子育てに関するボランティアの育成や自主的な育児サークル、NPO等の活動支援も必要です。

主な施策・事業

●放課後児童対策事業

放課後等におけるすべての子どもたちの安全・安心な居場所づくり、学校・家庭・地域が連携して子育てを行う環境整備を推進し、学習支援や体験活動への取り組みを図ります。

○放課後児童クラブ（めぐたま学童クラブ）

放課後、就労などにより保護者が家庭にいない小学生を対象に、保護者の仕事が終わるまでの、安全の確保と学習や遊びの場を提供します。町では、社会福祉法人陽だまりに運営を委託し学童保育を実施しています。

○放課後子ども教室（森の子ども図書教室・子ども伝統芸能教室）

森の子ども図書教室は、読書・工作・学習・スタッフとの交流など「子どもたちの居場所」として定着し、保護者からも安心感を得ています。スタッフの「きつねのボタン」の協力により、絵本の貸し出しや読み聞かせを行っています。

子ども伝統芸能教室は、有屋少年番楽、明安子ども歌舞伎を地区公民館で実施しています。令和4(2022)年度の小学校統合により一時活動を休止していましたが、令和5(2023)年度に放課後子ども教室の活動として再スタートし地域の方々と交流しながら伝統芸能に触れ合う機会を提供しています。

○放課後児童クラブ・放課後子ども教室の連携型での実施に向けた取り組み支援

放課後児童パッケージに基づく連携型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置を目指し、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携して取り組む事業（かねやまアフタースクール）の運営支援に努めながら、子どもたちや親子が気軽に交流できる場の確保を図ります。

●地域子育て支援拠点事業の充実

地域子育て支援センターおひさまでは、就学前児童とその保護者も含め、子育て中のすべての保護者の支援と親子の成長を促す拠点の確保を図り、子育て支援の情報提供など、さまざまな支援活動を行います。また、子育て中の保護者と児童が気軽に集える交流の広場として、大型遊具や木のおもちゃにふれる木育、子育てがっこう、母親同士の交流や育児相談ができる場を提供していきます。

■ 事業の主なメニュー

事業	内容
情報提供・相談指導	○ブックスタート支援、森のこども図書コーナー（きつねのボタン）などの地域育資源の情報提供 ○地域における子育て支援のために、保育に関する相談に応じ、情報提供や助言を行う（にこにこ育児相談） ○電話相談、離乳食指導、年齢別子育て相談
子育て講座の開催	○子育て及び子育て支援に関する講座等を実施する。
子育てサークル育成支援	○オープンカフェによる子育てサークルの居場所づくり、自主サークル・ボランティア育成支援
地域保育サービス	○在宅子育て家庭戸別訪問保育相談

●子育て支援の窓口機能の充実

健康福祉課に設置されたこども家庭センターをはじめ、地域子育て支援拠点、認定こども園めぐたま等関係機関が連携を図りながら、子育て支援に関する相談窓口の強化を図り、利用者が利用しやすい体制づくりを目指していきます。

●全町公園化構想の推進

公園は、生活の中に潤いとゆとりや余暇などを提供する場として位置づけられており、本町では、町全体を公園に見立てた「全町公園化構想」を推進しています。

特に子育て環境に配慮した公園が求められており、今後も、都市公園等町中心部にある公園、町民グランド近辺など、住民の生活に根ざした適正な維持管理に努めます。

2 地域特性を活かした体験活動の場づくり

本町のグリーンバレー神室一帯は、都市住民等との交流や世代間交流、親子で自然とふれあえる貴重な場となっています。豊かな自然をはじめとする地域の特性を生かした広場等での自然体験、生活体験を通した世代間交流、親子のふれあいを活発にした子どもの健全育成の推進を図ります。

主な施策・事業

●森林資源を活かした体験学習の推進

森林は、木材や、きのこ・山菜などの特産林産物等を生産する機能をはじめ、地球環境保全や災害防止の機能、さらには、レクリエーション機能等の多面的な機能を有しています。

豊かな森林資源を活かし、県施設である「遊学の森」の活用を図るとともに、「みどりの少年団活動」をはじめ、町内各地区の活動、学校の総合的な学習の時間などにおける森林資源を活かした学習活動や体験活動を推進します。

●雪に親しむ文化の伝承

地域において長く伝えられてきた冬の行事等の文化の掘り起こしと振興を行うとともに、グリーンバレー神室一帯やスキー場、遊学の森等を利用した親雪スペースにおける活動を推進します。

地域において長く伝えられてきた冬の行事や遊び、行事に伴う食文化等の掘り起こしと振興を通じて、健全な青少年の育成について地域ぐるみで取り組みます。

●地域の文化活動を通した豊かな心の育成

小学生を対象に、造形教室、本物の音楽に触れる音楽鑑賞会や、演劇鑑賞会等を開催します。また、稲沢番楽や柳原番楽、安沢歌舞伎等の民俗芸能に携わる子どもたちへの伝承活動支援、文化活動発表の場提供等に努めます。

●他地域の児童等との交流の推進

スキー教室などの雪に親しむ中での沖縄中部広域市町村圏の小学生と町内小学生との交流や、体験学習など、地域資源を活かした体験型の広域的な交流を推進します。

●小中高生を対象とした職場体験活動事業

小学生・中学生・高校生を対象とした「生きる力」を育む就労体験学習や地域学習を推進します。小・中・高合同の職場体験事業（プロジェクトK）や、地域資源を活かしたインターンシップ協力会等を活用し、地域の商店、企業等の協力を得ながら、児童・生徒にとって貴重な職場体験等の場の確保を図ります。

●乳幼児ふれあい体験

高校生を対象とした乳児とふれあう体験学習を推進し、乳幼児の心身の発達、親の役割、子どもの育つ環境、子どもを産み育てることやいのちの尊さなどを実感する機会を提供します。

●環境教育の推進

森林資源によって豊かに維持されてきた「金山らしさ」を森林・森林業の持つ多様性を知ること、次世代を担う人たちに再認識・評価してもらい、地域への愛着を深めることで、人口流出をおさえ、Ｕターンを後押しするとともに、交流人口の増進をめざします。

人間が成長する過程の中で、とくに五感が著しく発達する乳幼児期から、町の木や花、鳥など、自然を身近に感じることが可能な環境づくりを通じて、森林に対する親しみをもち、絵本や木製遊具などで自然を日常生活に取り入れることを目指します。

また、これらの活動を通じて、町の基幹産業である林業への理解、自然に親しむ機会の充実と人の暮らしと関わりを主体的に捉えられる豊かな心が育まれるよう、自然・地域への愛着形成を図っていきます。

*金山町緑の憲章（平成14年6月2日 告示第41号）

明治11年7月に訪れた英国の旅行家イザベラ・バードが「ロマンチックな雰囲気のある里」と賛美した金山町の緑豊かな風景は、100年以上の時を経た今も変わることなく、四季を彩りながら日々の暮らしに豊かさや安らぎをもたらしている。

それは、私たち町民の誇りである。

私たちは、先人たちのたゆまぬ努力に感謝し、守り育てられてきた緑の自然を慈しみながら第53回全国植樹祭並びに令和7年1月1日町制施行100周年を記念して、次のように町の木、花、鳥を定める。

- 一、 金山町の文化、産業、住宅及び景観に深く関わりを持ち、町民と町の発展性の象徴として、天空に真つ直ぐに伸びていく「金山杉」
- 一、 山形県の母なる川「最上川」の支川上流域に位置する「水清き町金山」に、四季を彩りながら清らかな水や爽やかな空気をもたらす、豊かな自然環境の証である「ぶな」
- 一、 白い花（4枚の苞片）や球状の赤い実をつける美しさは、この町に住む人の心を表し、切り妻で白壁の街並み景観に映える「やまぼうし」
- 一、 長い年月、先人たちが林業と共存した証の地に咲き、人々の心と雪どけの里山に春を告げる可憐な花「かたくり」
- 一、 悠久の四季めぐる神室山の麓を大きな翼で雄大に飛翔する姿は、金山町を新しい時代へ勇壮に羽ばたかせる「熊鷹」

これらの町の木を基に、新たな文化を創造しながら、この美しい景観を次代へ確実に引き継ぐことを決意し、「金山町緑の憲章」を制定する。

3 子どもを守る安全な地域社会づくり

本町では、「安全で安心して生活できる元気な町づくり条例」を制定し、町民が安全・安心して暮らせる町づくりを目指しています。

また、車社会における交通事故、子どもが巻き込まれる犯罪など、子どもの身を案ずる保護者の心配は絶えません。また、近年では、インターネットやスマートフォンが普及し、各種メディアによる有害情報が子どもたちに悪影響を及ぼしたり、事件に巻き込まれたりする機会が増えています。子どもたちが安全安心に生活できるよう、あらゆる場面において安全な環境づくりを推進していく必要があります。

主な施策・事業

●健全な地域社会の形成

社会構造や青少年を取り巻く環境の変化等で青少年非行や犯罪が全国的に増加していることから、各学校及び連合PTA、金山町青少年育成町民会議や防犯協会など関係機関の連携をより深めるとともに、啓発活動を通じて青少年の健全育成に取り組みます。

●地域ぐるみの防犯活動の推進

金山町青少年育成町民会議、金山町防犯協会、金山町交番地域安全連絡協議会等関係機関との連携を図り、家庭・学校・地域ぐるみで町民主体の防犯活動を推進し、青少年健全育成の推進・強化を図ります。

●学校施設の防犯対策

全教職員にモバイルＩＰフォンを配布し、学校施設への不審者侵入等その他による事件発生を防止するための環境整備を整えるなど、防犯対策を強化します。

●交通安全対策の推進

交通安全専門指導員による、こども園園児を対象とした幼児交通安全教室「かもしかクラブ」や、小学校で交通安全教室を開催します。

交通事故防止のため、関係団体やこども園、小・中学校と連携し、町民の交通安全意識とマナーの向上、チャイルドシートやシートベルトの装着徹底の啓発を図るため、街頭指導の活動に努めます。

●安全で安心な通学環境の整備

安全・安心で円滑な登下校の手段として、小・中学生の児童・生徒に対しスクールバスを運行します。

また、地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）を配置するなど、地域の実情に応じた安全体制の強化を図るとともに、交通需要に合った道路整備や安心して通学するための自歩道整備を推進します。

●子どもを取り巻く情報環境対策

書籍やテレビ、映像ソフト、ウェブサイト等における性や暴力等に関する有害情報、また、インターネット上のいじめ等は、子どもたちにとって悪影響を与えると懸念されています。また、これらは携帯電話（スマートフォン）やインターネット等の普及により、子どもたちにも容易に閲覧できる状況にあります。

スマートフォンやインターネット等が普及している現状を踏まえ、セーフメディアへの取り組みの強化、フィルタリングや各種サービスの普及促進、利用を許す保護者側のモラル向上を目的としたメディアとの関わり方に関する研修の開催など、子どもを取り巻く情報環境対策に努めます。

■進行管理する主な事業【場づくり】

①進行管理する主な事業

本計画においては、事業ごとに計画値を設けて進行管理していきます。

1	事業名	放課後児童クラブ (めごたま学童クラブ)				所管	健康福祉課
	事業の概要	放課後、就労などにより家庭に保護者が不在の小学生を対象に、安全・安心な活動の場を提供します。					
	計画値					単位：箇所	
	実施年度	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画値	1	1	1	1	1	1

2	事業名	放課後子ども教室 (森の子ども図書教室)				所管	教学課
	事業の概要	森の子ども図書コーナー内において、絵本や読み聞かせに関連した活動を通じて、地域との交流などの機会を提供します。					
	計画値					単位：箇所	
	実施年度	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画値	1	1	1	1	1	1

3	事業名	放課後子ども教室 (子ども伝統芸能教室)				所管	教学課
	事業の概要	有屋少年番楽、明安子ども歌舞伎の活動を通じて、地域との交流をしながら伝統芸能に触れ合う機会を提供します。					
	計画値					単位：人	
	実施年度	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画値						
	有屋少年番楽	3	3	3	3	3	3
	明安子ども歌舞伎	5	5	5	5	4	4

4	事業名	放課後児童クラブ・放課後子ども教室連携事業（かねやまアフタースクール）				所管	教学課 健康福祉課
	事業の概要	放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後こども教室の活動プログラムに参加し、交流できる合同イベントを実施します。					
	計画値					単位：箇所	
	実施年度	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画値	-	1	1	1	1	1

5	事業名	乳幼児と生徒のふれあい教室				所管	健康福祉課
	事業の概要	将来、親になる若い世代を対象に、乳幼児の心身の発達、親の役割、子どもの育つ環境や、子どもを産み育てること、いのちの大切さを理解するために実施します。					
	計画値					単位：回	
	実施年度	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画値	1	1	1	1	1	1

②成果指標と目標値

成果指標 1	現状値 令和6年		目標値 令和11年度	データ 取得先
放課後児童パッケージに基づく連携型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置	0箇所	⇒	1箇所	教学課 健康福祉課

基本方針3 子ども・子育て支援の「仕組みづくり」

1 教育・保育や子育て支援事業等の推進

(第5章 教育・保育や子育て支援事業等の推進を参照)

2 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しの推進

夫婦共働きの家庭が増加し続けている状況の中で、安心して子どもを産み、健やかに育てていくためには、父親と母親がともに子育ての第一義的責任を有する当事者としての自覚を持ち、家事や育児を分担し、家庭生活を築き上げることができるよう「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」の実現を目指していく必要があります。

また、母親が家事や育児の負担や不安を抱えてしまいがちでもあることから、男女の区別なく、これまで仕事優先であった働き方を見直し、男性の家事や育児への参加意識を高めるような取り組みを行うとともに、男女がともに健全な家庭生活を築いていくという認識が必要です。

主な施策・事業

●家庭内での男女共同参画意識の啓発

安心して子どもを産み、健やかに育てていくため、父親と母親がともに子育ての第一義的責任を有する当事者としての自覚を持ち、家事や育児を分担し、支え合い、男女を問わず仕事と家庭の両立を促すための意識啓発を強化するとともに、「子育てがっこう」や家庭教育講座などの事業を通じて、子育てへの意識づけ・動機づけを行います。

●育児休業制度の普及啓発

広報紙やパンフレット等の配布により、育児休業制度の周知と活用を図ります。また、実際に育児休業を取得した保護者の声や、積極的に導入している企業の様子などを広く周知することにより、家庭・職場・地域のなかに育児休業が取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりを進めます。

事業主や育児休業取得者に対する支援策の拡充など、国や県と連携を図りながら、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進していきます。

●企業への啓発

仕事と子育ての両立支援のための関係法制度や各種支援施策のPR、企業等における子育て世代に配慮した取り組み、産前産後休暇や育児休業の取得など仕事と子育ての両立支援に向けた啓発等を積極的に行います。

町独自の取り組みとして、男性の育児休業取得奨励金及び子の看護等による休暇取得奨励金を企業に対して支給することで、男性の育児休業取得促進を図るとともに、子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を行います。

また、家庭教育講座の企業内開催などをつうじて、子育て世帯への理解を深め、町ぐるみで子育て支援体制の強化を図ります。

3 配慮を必要とする児童や家庭への支援体制づくり

特に配慮を必要とする児童とは、障がいのある児童、ひとり親家庭の児童、保護者の養育が不十分な児童、虐待を受けている児童、ヤングケアラーなど、特別な支援や保護を必要とする児童のことです。

近年、身体障がいや知的障がいに加え、発達障がいのある子どもが増えているほか、離婚や不慮の事故などによる母子・父子家庭の子どもも少なくありません。そのような環境にある児童に対しては、特段の支援を行っていく必要があります。

また、子どもの貧困や児童の虐待も社会全体の問題となっており、防止するためには、発生予防から早期発見・早期対応・保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要とされることから、こども家庭センターにおける相談支援の強化を図ります。

主な施策・事業

●障がいのある児童と保護者に対する支援の充実

障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、障がいのある児童への支援やサービスの提供を行います。助成制度や事業等についての一層の周知を図り、必要なサービス等の利用につなげます。障がい児を持つ家庭への訪問指導、個別相談を実施します。さらに、障がいを持つ子と親同士の交流及び社会参加促進のため、「手をつなぐ育成会」等の障がい者団体の活動支援に努めます。

■ 障がい児と保護者のための主な助成制度や事業

事業名	内 容
重度心身障がい（児）者医療費給付事業	○重度障がい者の負担軽減を図るため医療費を助成する。
特別児童扶養手当	○障がい児の福祉の増進に寄与するため手当を支給する。
障害児福祉手当	○最重度の障がいがあるために生じる特別な負担を軽減するため手当を支給する。

●特別な支援が必要な子どもへの配慮

障がいや発達に不安を抱える子どもに対して、その子の状態を踏まえ、障がいのある子ども、障がいのない子どもとともに身近な地域で成長することができるよう、認定こども園、学校、障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）等と連携を図り、特別な支援が必要な子どもの受け入れ及び支援体制の整備を推進します。

教育・保育における相談や就学相談、進路相談等の充実を図り、障がいがある子どもが活発に社会参加でき、自立していけるようインクルーシブ教育・保育を推進していきます。

また、国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや両親が国際結婚の子どもなど、言葉や生活習慣、文化、価値観、慣習の中で育ってきた「外国につながる子ども」への教育・保育上の課題に対し適切な対応を図る観点から、子育て等についての情報が十分に提供できるよう関係機関が連携し、適切な対応に努めます。

●ひとり親家庭等の支援の充実

ひとり親家庭等に対して、親が安心して子育てができるよう助成制度や事業等についての一層の周知を図り、必要なサービス等の利用につなげます。

また、相談体制の充実を図り、民生委員・児童委員や関係機関と協力して、育児等の家庭機能を援護するとともに、安定的就労や自立に向けた支援策の情報提供等に取り組めます。

■ ひとり親と児童のための助成制度や事業

事業名	内 容
ひとり親医療費給付事業	○18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等の医療費負担の軽減を図るために医療費を助成する。
児童扶養手当支給	○離婚等による母子・父子世帯等の児童を養育する母・父または養育者に支給する。
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	○ひとり親家庭の経済的な自立や児童の就学等、必要に応じた各種の貸付を行う。
保育料の軽減	○保育料の軽減を図り経済的支援を行う。 国の無償化制度に加え、町独自の軽減策を講じます。

●児童虐待防止の推進

近年増加している児童虐待に対し、本町では平成22（2010）年度に「要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

協議会を中心とした児童虐待防止の関係機関との連携のもと、町民に対する広報・啓発や情報交換等により、虐待の防止と早期発見に努めるとともに、ケース検討を含めた虐待防止の強化と早期対応を図ります。

●こども家庭センター

すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象とし、母子保健指導・相談に加え、要保護児童対策地域協議会と連携し、特に支援が必要な児童への支援強化を図ります。

また、児童相談所等関係機関と連携し、虐待の防止と早期発見につなげます。

4 本町独自の子育て支援

子育て支援施策においては、行政による支援の充実に加え、結婚・妊娠・子育てを大切にするという意識が社会全体で深く共有され、行動に表れることで、若い世代が、結婚・妊娠・出産・子育てに対し、より前向きに考えられるような仕組みづくりを行っていくことが重要となることから、本町独自の子育て支援をPRする『かねやま子育て応援宣言』を平成29（2017）年3月に掲げました。

「ニッコリと笑顔の花咲く家庭」
 「ひとの子ども我が子と思える地域社会」
 「小さな手の大きな未来をひろげる学校教育」
 「ワーキングママとイクメンを支援する企業」
 「子どもが住み続けたい町を目指す行政」

アンケート調査結果では、本町の子育て環境や支援に対して概ね評価されておりますが、この評価を引き続き維持するために、子育て中の保護者の視点に立った施策展開を継続していく必要があります。

家庭・地域社会・学校教育・企業・行政の役割を連携させ、「金山町で子育てしてよかったと思える保護者」と「未来を担う宝である金山町の子ども」が増えるよう、魅力的な町を実現するための町独自の子育て支援施策を実施します。

主な施策・事業

●「子育てがっこう」の実施

未就学児童を対象に、異年齢間の子ども同士が様々な遊びの中で、自主性・協調性を育む場を提供します。

また、保護者に対しては、子育てに関する相談や情報提供、親同士のコミュニケーションの場の提供と、子どもの発達段階に応じた家庭教育講座を実施し、親育ちと町ぐるみの子育て支援体制の構築、子育て中の親自身が充実感と自己肯定感を持ち子育てできることを目的とした学びの場、仲間づくりの場を提供します。

●家庭育児支援金支給事業

国は、子育て支援の中心的な施策として教育・保育の施設型給付制度による「施設育児」を推進していますが、本町では、子育て家庭に多様な選択肢を用意するとともに、施設を利用しない「家庭育児」の支援も併せて行うことが重要であると考え、保育施設を利用せずに家庭にて子育てを行っているすべての家庭に対し、支援金を支給しています。

●出産・入学祝金の支給

子育て家庭の経済的支援及び負担の軽減のため、出産時と、小学校及び中学校、さらに高等学校に入学する際に祝金を支給しています。

●各種予防接種・新生児聴覚検査費の助成

予防接種にかかる費用の助成を実施しています。任意予防接種であるインフルエンザ予防接種やおたふくかぜの予防接種費等を助成しています。

また、新生児聴覚検査費の助成も実施しています。

●子育て支援医療費支給事業

子育て支援対策として、医療費軽減を高校生までに拡充して自己負担分（保険適用分のみ）の無償化を実施しています。

●保育料・給食費の完全無償化

3歳以上の児童の国の教育・保育無償化に加え、3歳未満の児童であっても、若い世代が安心して子どもを産み、子育てができるよう、保育料の完全無償化を実施します。併せて、3歳以上の児童の給食費も完全無償化とします。

●病児預かり保育施設利用料助成事業

乳幼児の急な体調不良により保育施設等へ預けることができない場合に、病児預かり保育施設を利用した際の利用料の一部を助成しています。

●男性の育児休業取得及び子の看護等による休暇取得奨励金事業

男性労働者の育児休業取得促進と、子の看護等による休暇の取得促進を図ることで、子育て中の男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活が両立できる職場環境を整備し、子育てに対する男女共同参画の意識啓発を図るため、要件を満たした事業主に対し、奨励金を交付しています。

●学力向上対策事業

教育の機会確保を図るため、中学校生徒に対し英語検定・数学検定の受検料を補助しています。また、民間学習塾の専門講師による短期学習塾（イザベラ塾）も実施しています。

●学校給食費完全無償化事業

小学校及び中学校の児童・生徒を持つ子育て世代の経済的負担を軽減するため、給食費を完全無償化とします。

■進行管理する主な事業【仕組みづくり】

①進行管理する主な事業

本計画においては、事業ごとに計画値を設けて進行管理していきます。

1	事業名	要保護児童対策地域協議会				所管	健康福祉課
	事業の概要	年1回代表者会議と年4回実務担当者会議を開催します。緊急性のある場合は随時ケース検討会を開催します。					
	実績値及び計画値					単位：回	
	実施年度	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画値	11	5	5	5	5	5

2	事業名	家庭育児支援金支給事業				所管	健康福祉課
	事業の概要	保育施設へ入所せずに家庭でお子さんを保育している保護者に対し、支援金を給付し、家庭育児を応援します。					
	実績値及び計画値					単位：人	
	実施年度	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画値	131	70	70	60	60	60

3	事業名	子育てがっこう				所管	健康福祉課
	事業の概要	異年齢交流の中で自主性・協調性を育むとともに、保護者同士も交流を深め、子育てに関する情報交換や相談の場を提供します。親自身が自己肯定感をもって子育てできることを目的とした学びの場、仲間づくりの場を提供します。 ※進行管理は「人づくり」と重複					
	実績値及び計画値					単位：開催日数	
	実施年度	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画値	70	60	60	60	60	60

4	事業名	子育て短期支援事業				所管	健康福祉課
	事業の概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。					
	実績値及び計画値					単位：人	
	実施年度	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画値	1	1	1	1	1	1

5	事業名	一時預かり事業				所管	健康福祉課
	事業の概要	家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児について、子育て支援センターにおいて一時的に預かり、必要な保育を行います。					
	実績値及び計画値					単位：人	
	実施年度	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画値	-	20	15	15	10	10

6	事業名	男性の育児休業取得及び子の看護等による休暇取得奨励金事業				所管	健康福祉課
	事業の概要	仕事と子育ての両立を支援するため、男性従業員に育児休業を取得させた事業所に補助金を交付し、男性育休取得促進を図ります。また、子の看護等による休暇を取得させた時間に応じた奨励金を事業所に助成します。					
	実績値及び計画値					単位：人年	
	実施年度	令和5年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画値 男性育休	-	1	1	2	2	2
	子の看護休暇	-	150	150	150	150	150

②成果指標の目標値

成果指標 1	実績値 令和6年4月	⇒	目標値 令和11年度	データ 取得先
教育・保育施設の入所待機児童数	0人		0人	健康福祉課
成果指標 2	実績値 令和5年12月	⇒	目標値 令和11年度	データ 取得先
子育てをしておよかったと思う保護者の割合	96.1%		100.0%	アンケート 調査結果

第5章

教育・保育や子育て支援事業等の推進

第5章 教育・保育や子育て支援事業等の推進

1 教育・保育や子育て支援事業等の推進

(1) 子ども人口の推計

本町の0～11歳の子ども人口は、令和6（2024）年の339人から令和11（2029）年には210人にまで減少することが予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計

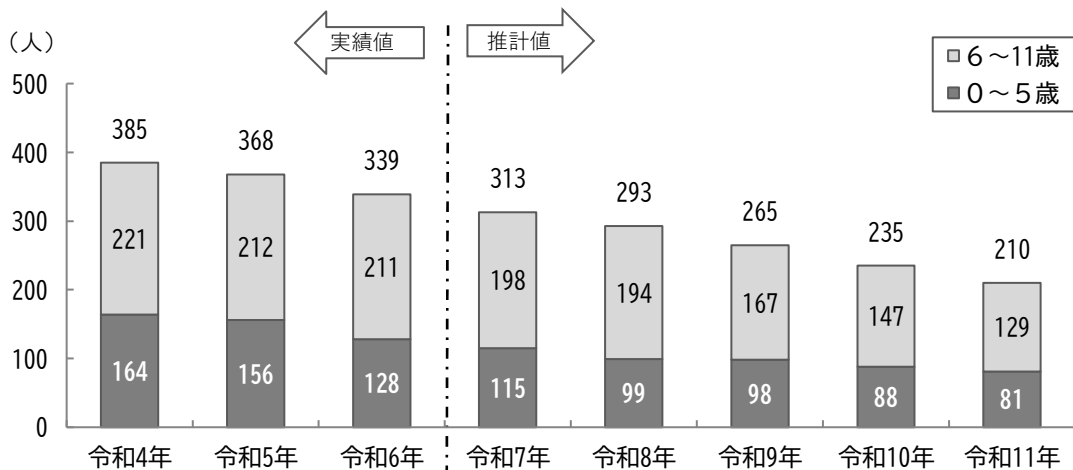
単位：人

		実績値			推計値				
		令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
0～11歳		385	368	339	313	293	265	235	210
	0歳	25	24	14	19	17	18	15	15
	1歳	17	25	21	12	17	15	16	13
	2歳	28	17	26	22	13	18	16	17
	3歳	26	28	15	23	18	11	15	13
	4歳	34	27	26	14	21	17	10	14
	5歳	34	35	26	25	13	19	16	9
	0～5歳	164	156	128	115	99	98	88	81
	6歳	38	33	34	25	24	12	18	15
	7歳	38	36	31	32	24	22	11	17
	8歳	31	39	39	34	35	26	25	13
	9歳	38	30	38	38	33	34	25	24
	10歳	36	38	30	38	38	33	34	25
	11歳	40	36	39	31	40	40	34	35
	6～11歳	221	212	211	198	194	167	147	129

資料：令和4～6年は、住民基本台帳による実績（各年4月1日）

令和7～11年は、実績値を基にした前年度変化率による推計（各年4月1日）

■ 子ども人口の推計



(2) 子ども・子育て支援制度の仕組み

子ども・子育て支援法等に基づく新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と地域型保育給付及び児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」のほか、今期計画より新たに「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が始まります。

■ 国が定める制度の全体像

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付	・ 認定こども園 ・ 幼稚園 ・ 認可保育所
	地域型保育給付	・ 小規模保育（利用定員19人以下） ・ 家庭的保育（利用定員5人以下） ・ 居宅訪問型保育 ・ 事業所内保育
	子育てのための施設等利用給付	
	施設等利用費	・（国立・公立大学法人立）認定こども園 ・（未移行）幼稚園 ・ 特別支援学校 ・ 一時預かり事業 ・ 預かり保育事業 ・ 認可外保育施設等 ・ 子育て援助活動支援事業
	児童手当等交付金	
	児童手当法に基づく児童手当等の給付	
※	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
	※乳児のための支援給付（令和7（2025）年度は、地域子ども・子育て支援事業として自治体判断で実施。令和8（2026）年度から新たな給付制度として全自治体で実施）	
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	地域子ども・子育て支援事業	
	・ 利用者支援事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 妊婦健康診査 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・ その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・ 子育て短期支援事業 ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ・ 一時預かり事業 ・ 延長保育事業 ・ 病児保育事業 ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ・ 子育て世帯訪問支援事業 ・ 児童育成支援拠点事業 ・ 親子関係形成支援事業 ・ 妊婦等包括相談支援事業 ・ 産後ケア事業	
	仕事・子育て両立支援事業	
	・ 企業主導型保育事業 等	

(3) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもの居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定することとされています。

《本町の教育・保育提供区域設定の考え方》

各教育・保育提供施設の利用状況、利用する保育施設への距離、移動手段をみると、町内全体が1つの区域となっていることや、本町が事業を行ううえで、町民に対する情報提供・相談支援等の実施体制と整合する区域単位であり、現在の実施状況や利用状況を照らし合わせてできるだけ共通した区域単位であることなどを考慮し、本計画では、教育・保育提供区域を全町で「1区域」として設定しました。

■ 教育・保育事業

事業名			区域設定
① 教育・ 保 育	1号認定	満3歳以上／保育の必要性なし (教育標準時間認定こども)	全 町
	2号認定	満3歳以上／保育の必要性あり (満3歳以上の保育認定こども)	
	3号認定	満3歳未満／保育の必要性あり (満3歳未満の保育認定こども)	

■ 地域子ども・子育て支援事業

事業名			区域設定
② 地 域 子 育 て 支 援 事 業	利用者支援事業（こども家庭センター型）	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	全 町
	地域子育て支援拠点事業	病児保育事業	
	妊婦健康診査	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
	乳児家庭全戸訪問事業	子育て世帯訪問支援事業	
	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	児童育成支援拠点事業	
	子育て短期支援事業	親子関係形成支援事業	
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	妊婦等包括相談支援事業	
	一時預かり事業	産後ケア事業	
	延長保育事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	

■ 乳児等のための支援給付

事業名			区域設定
※	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	※令和7年度は、「地域子ども子育て支援事業」（本町実施なし） 令和8年度から新たな給付制度で実施	全 国

(4) 子ども・子育て支援給付等の仕組みと認定の種類

子ども・子育て支援新制度では、3歳以上のすべての子どもに対して教育・保育の必要性がある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、給付制度を導入しています。

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度が導入されることによって、いずれの施設を利用した場合でも、共通の仕組みで公費対象となります。

認定こども園・幼稚園・保育所等の利用にあたっては、保護者は、市町村へ申請し、市町村から保育の必要性の認定を受けて、給付が支給される仕組みとなります。

また、幼児教育・保育の無償化により、子育てのための施設等利用給付が創設され制度外の施設についても支援が拡大されました。利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性、事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めるものとします。

さらに、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）により、就労要件を問わない乳児の利用が可能になります。

(5) 「量の見込み」と「確保方策」を検討する項目

本計画において量の見込み、確保の方策等を設定する事業は、下記のとおりです。

区 分	内 容
①教育・保育事業	1号認定、2号認定、3号認定
②地域子ども・子育て支援事業	各種事業
③乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	0歳6か月～満3歳未満の乳児

(6) 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策（教育・保育事業）

《認定区分について》

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みとなります。認定には大きく分けて1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育の必要性のほか、保育を必要とする時間、その他優先すべき事情などを勘案して決定されます。

■ 認定区分

区 分	年 齢	保育の必要性	利用できる主な施設及び事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所、認定こども園
3号認定	0歳、1・2歳	あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。本町では特定教育・保育施設事業（認定こども園めぐたま）のみ実施しています。

■ 事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園
特定地域型保育事業	・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育（事業所の従業員子ども＋地域の保育を必要とする子ども（地域枠））
認可外保育施設等	その他の認可外施設、事業所内保育所（従業員子ども専用）
認可を受けていない幼稚園	私学助成の幼稚園 （子ども・子育て支援新制度以前の制度を継続希望する園）

《教育・保育の量の見込みと確保方策の考え方》

教育・保育提供区域において設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育施設等による確保の内容及び方策、実施時期を設定します。

教育・保育の量の見込みは、本町に居住する子ども及び保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえて作成することとし、具体的には、利用状況及び利用希望を分析かつ評価し、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、1～3号の認定区分ごとに「量の見込み（推計利用児童数）」と「確保方策（量の見込みに対応する確保量）」について設定します。

① 3-5歳の教育・保育事業【1号認定・2号認定】

現 状

本町では、幼保連携型認定こども園1箇所教育・保育を実施しています。

認定こども園めぐたまでは、幼児期における発達の連続性、生涯にわたる人格形成の基礎部分を培う幼児教育の重要性を踏まえ、一貫性のある教育・保育を提供することを目指し、1号認定と2号認定も同じ保育・教育内容、保育時間を定め、一体的な教育・保育の提供を図っており、十分な定員を確保しています。

■ 教育・保育事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
※児童数（3-5歳）	110	106	94	90	67
量の見込み	104	94	78	72	68
1号認定	14	12	10	10	9
2号認定（保育）	90	82	68	62	59
認定児童数	110	106	94	90	67
1号認定	14	8	6	3	10
2号認定（保育）	96	98	88	85	57

各年度4月1日現在

量の見込みと確保方策

量の見込みは、実績利用率（利用児童数／児童人口）の平均値に、人口推計（77ページの推計値に、令和6年度出生実績と過去5年間の増減率を加味した数値）結果を乗じた値に、幼児教育・保育の無償化の影響を加味して算出しました。

なお、本計画期間の供給体制としては、認定こども園めぐたまにおいて必要量は確保できる見通しです。

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保の状況（広域入所含む）

単位：人

計画値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※推計児童数（3-5歳）	70	64	62	45	37
量の見込み（①）	70	64	62	45	37
1号認定	10	8	7	5	4
2号認定（保育）	60	56	55	40	33
確保方策（②）	75	73	73	58	50
教育・保育施設（1号）	10	10	10	10	10
教育・保育施設（保育）	65	63	63	48	40
差（②－①）	5	9	11	13	13

各年度4月1日現在

②0-2歳の教育・保育事業【3号認定】

現 状

町内の認定こども園と近隣町村の地域型保育事業施設において保育の提供を図っています。

児童数は減少していますが、保護者の就労等の増加に伴い保育利用率も増加し、認定児童数は横ばいから増加傾向で推移しています。このため、0～2歳児の利用定員を拡大し確保量を整えました。

■ 教育・保育事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
※児童数（0-2歳）	86	70	70	66	61
児童数（0歳）	28	16	25	24	14
児童数（1・2歳）	58	54	45	42	47
量の見込み	36	33	34	32	30
3号認定（0歳）	4	3	3	3	3
3号認定（1・2歳）	32	30	31	29	27
認定児童数	33	34	35	30	40
3号認定（0歳）	2	1	8	3	2
3号認定（1・2歳）	31	33	27	27	38
保育利用率（0-2歳）	38.4%	48.6%	50.0%	45.5%	65.6%

各年度4月1日現在

量の見込みと確保方策

0歳、1・2歳の児童数は減少していく見通しであるものの、母親の就業率増加などから保育需要が増大していることから、利用率の増加が見込まれることを加味し、量の見込みは各年齢の直近3か年の利用実績率（利用児童数／児童人口）の平均値と利用平均伸び率に、人口推計結果に乗じた値で算出しました。なお、人口推計については77ページの推計値に、令和6（2024）年度出生実績と過去5年間の増減率を加味し、算出しています。

各年度で、年度末になると定員に不足が生じることが懸念されることから、定員状況、及び保育士・設備の最低基準を満たす中で弾力的な運営を適用しながら、必要に応じて近隣市町村の保育施設等や企業主導型保育施設による適切な対応を図ることで、必要な定員の確保に努めます。

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

計画値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※推計児童数（0-2歳）	45	37	37	39	38
児童数（0歳）	10	13	14	12	12
児童数（1・2歳）	35	24	23	27	26
量の見込み（①）	33	22	21	24	24
3号認定（0歳）	3	3	3	3	3
3号認定（1・2歳）	30	19	18	21	21
保育利用率（0-2歳）（％）	73.3	59.5	56.8	61.5	63.1
確保方策（②）	45	37	37	42	40
特定教育・保育施設	45	37	37	42	40
差（②－①）	0	0	0	3	2

各年度4月1日現在

（7）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制（関連事業含む）

本町では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業を実施するため、計画期間における事業の量の見込みと確保方策について次のように計画しています。

なお、地域子ども・子育て支援事業の関連事業についても併せて計画しています。

①利用者支援事業（こども家庭センター型）

事業概要

子ども及び保護者等、又は妊娠している方が、身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現 状

利用者の支援としては、こども家庭センター（健康福祉課内）や地域子育て支援センターおひさまが窓口となり、子育て中の保護者からの相談に応じています。

母子保健機能については、保健師等専門職による妊娠届時の全数面接を実施し、また転入時の状況確認についてもすべて実施できています。

■ 利用者支援事業の設置状況の推移

単位：箇所

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置箇所数	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	-
こども家庭センター型	-	-	-	-	1

量の見込みと確保方策

妊娠・出産・子育てに関する必要な情報を随時提供し、電話・面接・訪問による相談に応じ、個別のニーズに応じた適切なサービスを利用できるよう伴走型相談支援を行っていきます。認定こども園・学校及び関係機関と連携しながら、情報提供や相談・助言に対応していきます。

■ 利用者支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：箇所

計画値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設置箇所数	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現 状

子育て世帯では核家族化も進み、周囲に頼れずに孤立し、子育て等に不安を抱えている等の相談も見受けられます。令和4(2022)年度までは、認定こども園めぐたまに事業を委託しておりましたが、令和5(2023)年度から、町直営として実施し、保育士職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	2,557	2,717	2,780	2,575	1,688
実施箇所数	1	1	1	1	1

令和6年度は1月末現在の実績による

量の見込みと確保方策

利用実績や乳幼児数の推移から量の見込みを算出し、必要な事業量を見込んでいます。地域子育て支援拠点施設における子育て支援センター「おひさま」の活動はもちろんのこと、保護者によるサークル活動の拠点として活動の幅を広げるとともに、今後の子育て支援策の展開を図っていくための支援を行っていきます。

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

計画値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	1,800	1,700	1,600	1,500	1,500
確保の方策(②)	1,800	1,700	1,600	1,500	1,500
延べ利用者数	1,800	1,700	1,600	1,500	1,500
差(②-①)	0	0	0	0	0
実施箇所	1	1	1	1	1

③妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るための健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要な医学的検査を実施する事業です。

現 状

山形県医師会と連携し、妊婦の希望に応じた県内医療機関等において受診できる妊婦健診受診券を14回分支給しています。また、里帰り出産で県外医療機関を利用した場合は償還払いを行いました。近年、母子健康手帳交付数が減少傾向にあるため、受診者数、受診回数ともに減少傾向にあります。

■ 妊婦健康診査の利用状況の推移

単位：人回

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診実人数	34	39	31	21	11
延べ受診者回数	256	284	257	142	87

令和6年度は1月末現在の実績による

量の見込みと確保方策

すべての妊婦の受診を見込んでおり、本町在住の妊婦に加え、里帰り出産等の状況も勘案し、実績から事業量を見込みました。引きつづき、山形県医師会との連携のもと、利用者の希望に応じた医療機関における受診機会の提供を図ります。

■ 妊婦健康診査の量の見込みと確保の状況

単位：人回

計画値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
受診実人数	13	14	12	12	12
延べ受診回数	182	196	168	168	168
確保の方策					
実施体制	山形県医師会				
実施場所	利用者の希望に応じた医療機関				
実施時期及び 検査項目	①妊娠8週頃	基本健診、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HTLV-1抗体検査			
	②妊娠12週頃	基本健診			
	③妊娠16週頃	基本健診			
	④妊娠20週頃	基本健診、超音波検査			
	⑤妊娠24週頃	基本健診			
	⑥妊娠26週頃	基本健診、血液検査			
	⑦妊娠28週頃	基本健診			
	⑧妊娠30週頃	基本健診、超音波検査、クラミジア核酸同定検査			
	⑨妊娠32週頃	基本健診			
	⑩妊娠34週頃	基本健診、B群溶血レンサ球菌検査			
	⑪妊娠36週頃	基本健診			
	⑫妊娠37週頃	基本健診、超音波検査			
	⑬妊娠38週頃	基本健診			
	⑭妊娠39週頃	基本健診			

④乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現 状

町内の、乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、健康福祉課の保健師等が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人/年

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問乳児数	22	25	21	18	9

令和6年度は1月末現在の実績による

量の見込みと確保方策

町内のすべての家庭への訪問を見込んで、0歳の推計人口から事業量を見込んでいます。引き続き、健康福祉課による事業の実施を予定しており、保健師3人の体制により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

計画値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	13	14	12	12
確保の方策					
実施体制	3人（保健師：3人）				
実施機関	こども家庭センター（健康福祉課）				

※注 令和7年度は、令和6年度出生実績に基づいた数値。令和8年度以降は、77ページの0歳児推計人口に、過去5年間の増加・減少率を加味した数値を見込んでいます。

⑤ 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現 状

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊産婦に対し、健康福祉課の保健師等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問延べ人数	6	5	0	1	0

令和6年度は1月末現在の実績による

量の見込みと確保方策

現状を踏まえ、計画期間においては過去実績以上の事業量を見込んでおり、引き続き、健康福祉課による事業の実施を予定しています。乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、保健師3人の体制により、必要な事業量の確保に努めます。

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

計画値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保の方策					
実施体制	3人（保健師：3人）				
実施機関	こども家庭センター（健康福祉課）				

⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、その他要保護児童等の支援に資する事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

現 状

本町では平成22(2010)年度に「要保護児童対策地域協議会」を設置し、協議会を中心とした児童虐待防止の関係機関の連携のもと、町民に対する広報・啓発や情報交換等により、虐待の防止と早期発見、ケース検討を含めた虐待防止の早期対応に努めています。

■ 要保護児童対策地域協議会の実施状況

単位：回

計画値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	7	5	5	11	5

令和6年度は1月末現在の実績による

量の見込みと確保方策

本町での事業予定はありませんが、現行の要保護児童対策地域協議会を継続して取り組むこととし、関係機関と連携を図りながら、個別ケース検討会議などの会議を随時開催し、児童虐待等のケースに応じた適切な支援の検討・実施に努めます。

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業）

事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

現 状

本町では、管内の児童福祉施設 社会福祉法人 最上梅檀会（双葉荘）に事業委託し、一定期間、養育・保育ができる体制を整備しております。なお、令和5（2023）年度は、社会福祉法人思恩会（思恩園）にも業務委託しておりました。

■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用延べ人数	-	-	0	2	0

令和6年度は、1月末現在のショートステイ実績による

量の見込みと確保方策

速やかに利用者のニーズに対応するため、利用者のニーズ把握と利用支援に努めます。

■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：箇所、人日

実績値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施施設所数	1	1	1	1	1
量の見込み					
ショートステイ	1	1	1	1	1
トワイライトステイ	1	1	1	1	1

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現 状

本町では、ファミリー・サポート・センター事業の実施はありません。

量の見込みと確保方策

アンケート調査結果から少量のニーズ量が算出されましたが、利用希望はごく少数であるため、町外の事業所が実施しているファミリー・サポート・センター事業について情報提供を行っていきます。

しかし、核家族世帯の増加など今後は必要性が高まる事業と考えられることから、保護者の要望や必要性を調査し、一時的に預かる保育ニーズに応える支援体制を研究・検討していきます。

⑨一時預かり事業

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現 状

本町では、地域子育て支援センターおひさまにおいて、令和6(2024)年度から一般型一時預かりとして、満3か月から就学前までの乳幼児の受け入れを行っています。

また、認定こども園めぐたまの余裕型一時預かりについては、保育者の配置やニーズ等を踏まえ、現在利用を一時停止している状況です。

量の見込みと確保方策

アンケート調査結果からも一定のニーズ量が算出されたことから、今後も必要性が高まると考えられますが、当町では、令和8(2026)年度から「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」を開始する予定であり、保護者の要望や必要性を調査し、一時的に預かる保育ニーズに応える支援体制を研究・検討していきます。

■ 一時預かり事業の設置状況の推移

単位：箇所、人日

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用児童数	-	-	-	-	17
一般型（支援センター）	-	-	-	-	1
余裕型（こども園）	1	1	1	1	1

令和6年度は1月末現在の実績による

■ 一時預かり事業（在園児対象とした一時預かり以外）の量の見込みと確保の状況

単位：人日

計画値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	15	15	10	10
確保の方策	20	15	15	10	10
実施箇所数	1	1	1	1	1

⑩放課後児童対策事業（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）

○実施目標

国は、平成30（2018）年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」において、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、放課後児童対策の取り組みをさらに推進させ、次代を担う人材を育成するため、すべての児童（小学校に就学している児童をいう。）の安全・安心な居場所の確保と、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の一体的な実施の整備等を推進してきました。

本町では、新・放課後子ども総合プランの終了後も、「放課後児童対策パッケージ」において、放課後の児童の居場所について検討していきます。

連携型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の整備等については、今後の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に対する保護者の要望や必要性を調査・検証し、余裕教室や放課後児童クラブの運営事業者、放課後子ども教室のコーディネーターらを始めとする関係機関と十分に協議・検討のうえ推進していきます。

■ 令和11年度の実施目標

事業	現 状	目標年度
	令和6年度	令和11年度
放課後児童クラブ数	1クラブ	1クラブ
放課後子ども教室（設置）数	1教室	1教室
上記のうち、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携型実施数	0箇所	1箇所

○実施に向けた方策

- ▶実施主体である関係機関（教育委員会・健康福祉課・社会福祉法人陽だまり）が連携し、各小学校との事業実施に向けた協議・調整を行うとともに、放課後子ども総合プランの必要性及び意義等への理解を促します。
- ▶事業実施にあたり、学校・地域・PTA・行政などの関係者で構成される「学校・家庭・地域の連携協働推進協議会」と「家庭教育推進委員会」において、将来的な児童数の推移を視野に入れた余裕教室の活用状況や、町内の公共施設や空き家等の活用の可能性などについて定期的な協議を行うとともに、連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置や使用計画・活動内容等の検討、決定、公表を行います。
- ▶事業実施における共通プログラムや交流活動等の企画段階から、放課後児童クラブの支援員と各放課後子ども教室のコーディネーターが連携し、プログラムの内容や実施日時等を検討するための定期的な情報交換の場を設けていきます。
- ▶放課後活動の実施にあたっては、教育委員会及び健康福祉課において十分協議し、その責任体制を明確化し、両事業の円滑な推進を目指していきます。
- ▶保護者のニーズや現場の状況などを勘案し、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の開設時間や利用料金等の検討を行います。

⑩-1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現 状

認定こども園めぐたまにおいて、保護者が昼間家庭にいない小学校（小学1～6年生）の児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しており、登録児童数については横ばいですが、利用回数は増加傾向にあります。

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況の推移

単位：人、箇所

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	29	34	40	31	32
小学1～3年生	24	26	30	26	26
小学4～6年生	5	8	10	5	6
設置箇所数	1	1	1	1	1

各年度4月1日

量の見込みと確保方策

児童数が減少していく見通しであることから、令和4（2022）年度において町内に2校ある小学校が廃校し、金山小学校に統合されました。その後も、町内1箇所において事業を実施しています。今後も、地域の実情に応じた利用時間の設定や、放課後子ども教室等を含む関係機関との連携を深めながら、放課後児童クラブの量と質を保障できるよう整備を進めていきます。

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保の状況

単位：人、箇所

計画値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（①）	38	37	32	31	28
小学1～3年生	24	23	18	20	17
小学4～6年生	14	14	14	11	11
確保の方策（②）	40	40	40	40	40
登録児童数	40	40	40	40	40
差（②-①）	2	3	8	9	12
設置箇所数	1	1	1	1	1

各年度4月1日

⑩-2 放課後子ども教室推進事業

事業概要

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業です。

現 状

本町では、令和4（2022）年度に町内に2校ある小学校が廃校し、金山小学校に統合されたことから、「森の子ども図書教室（金山小学校区）」（交流サロンぽすと2階）において事業を実施しています。

また、有屋少年番楽、明安こども歌舞伎の活動を通じて、地域との交流をしながら伝統芸能に触れ合う機会を提供しています。

■ 放課後子ども教室推進事業の利用状況の推移

単位：人日、箇所、人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用児童数	2,907	3,003	2,896	2,574	4,028
森の子ども図書教室（金山小学校区）	1,821	2,151	2,896	2,574	4,028
明安小学校放課後子ども教室（明安小学校区）	754	567	-	-	-
有屋小学校放課後子ども教室（有屋小学校区）	332	285	-	-	-
設置箇所数	3	3	1	1	1
有屋少年番楽	-	-	-	3	0
明安子ども歌舞伎	-	-	-	5	5

令和6年度は1月末現在の実績による

量の見込みと確保方策

児童数の減少による利用者数への影響が懸念されますが、地域人材の発掘と活動内容の充実を図るとともに、魅力的な事業の実施に努めます。

また、令和4（2022）年度に小学校統合を実施しましたが、町のすべての子どもたちに豊かな体験活動と場の提供ができるよう、利用者の要望に合わせた放課後子ども教室のあり方を、今後も調査・検討し内容を充実し、放課後児童パッケージに基づく連携型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室に向けた検討を行っていきます。

■ 放課後子ども教室推進事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日、箇所、人

計画値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,700	3,700	3,500	3,500	3,500
森の子ども図書教室（金山小学校区）	3,700	3,700	3,500	3,500	3,500
設置箇所数	1	1	1	1	1
有屋少年番楽	3	3	3	3	3
明安子ども歌舞伎	5	5	5	5	5

各年度4月1日

⑪時間外保育事業（延長保育事業）

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

現 状

本町では、認定こども園めぐたまにおいて、開所時間については7時30分から、閉所時間については18時30分までの保育が実施されています。

■時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人日、箇所

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実人数	5	5	14	21	20
実施施設数	1	1	1	1	1

令和6年度は1月末現在の実績による

量の見込みと確保方策

利用実績を踏まえ、引き続き認定こども園めぐたまで延長保育の実施体制の確保を図り、利用者のニーズへの対応と必要な事業量の確保に努めます。

■時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保の状況

単位：人日、箇所

計画値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（①）	20	20	20	20	20
確保の方策（②）	20	20	20	20	20
実利用者数	20	20	20	20	20
差（②－①）	0	0	0	0	0
実施施設数	1	1	1	1	1

⑫病児保育事業（子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））

事業概要

病児保育事業は、病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。病気の児童を保育する「病児対応型」と、病気の回復期にある児童を保育する「病後児対応型」、児童が保育中に微熱等で体調不良になった際、安心かつ安全な体制を確保する「体調不良児対応型」があります。

また、ファミリー・サポート・センター事業として病児・病後児を預かる「病児・緊急対応強化事業」もあります。

現 状

現在、本町では病児保育事業は行っておりませんが、病児預かり保育施設利用料助成金として病児預かり事業を実施している新庄市の施設を利用した際の料金を一部助成しています。

量の見込みと確保方策

現状では、こども園に看護師を配置するのは難しいことから、本町単独での事業の実施予定はありません。アンケート調査結果から就学前児童の利用状況をみると、実際に「病児・病後児の保育を利用した」方のニーズはありませんでした。

しかし、多様化するニーズに対応できるよう、代替サービスの提供や広域的な利用連携についても視野に入れながら支援体制を研究・検討していきます。

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現 状

現在、本町では実費徴収に係る補足給付を行う事業は行っておりません。

量の見込と確保対策

本町では、実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施予定はありません。

⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業への多様な事業者の新規参入の支援等を行うことで、教育・保育等の提供体制の確保を図るため、障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を助成する事業です。

現 状

現在、本町において該当事業による費用助成は行っていないですが、施設運営等に関する助言や各種手続に関する支援等を行っています。

量の見込みと確保対策

施設における定員等の需給動向を踏まえつつ、適切に事業を実施します。

⑮子育て世帯訪問支援事業

事業概要

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象とし、支援を要する（ヤングケアラー含む）世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。（例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等

現 状

本町では、子育て世帯訪問支援事業は実施していません。

量の見込みと確保対策

事業実施については、利用ニーズ等を踏まえ、検討していきます。

⑯児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行います。（例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等。

現 状

本町では、児童育成支援拠点事業は実施していません。

今後の展開方針

事業実施については、利用ニーズ等を踏まえ、検討していきます。

⑰親子関係形成支援事業

事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間による適切な関係性の構築を図る事業です。子どもの発達の状況等に応じた支援を行います。(例)ペアレントトレーニング等

現 状

本町では、こども家庭センター等において個別に相談に対応していることや、子育て支援センターが同じ悩みや不安を抱える保護者同士がつながる場となっていることから、児童育成支援拠点事業は実施しておりません。

量の見込みと確保対策

事業実施については、当面の需要・利用は見込まず、今後の需要動向の把握に努めながら必要に応じて対応していくものとします。

⑱妊婦等包括相談支援事業

事業概要

妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を実施します。母子保健法上の事業との連携及び調和の確保に努め、妊産婦等に対する保健指導や新生児の訪問指導等と併せて行うなどの連携に留意します。

現 状

伴走型相談支援事業として妊婦面談を行っています。

量の見込みと確保方策

単位：回

計画値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	8	8	8	8	8
確保の方策(②)	8	8	8	8	8
差(②-①)	0	0	0	0	0

⑬産後ケア事業

事業概要

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

産後1年未満の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する事業です。

現 状

訪問型、デイサービス型の産後ケアを利用できる体制が整っています。また、産後ケア利用料の個人負担金の助成を実施しており、産後ケアを必要とする母子が安心して利用できるよう、今後も引き続き体制の維持に努めます。

量の見込みと確保方策

令和7(2025)年度から、新規に宿泊型の産後ケアサービスを実施します。

単位：人日

計画値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	10	10	10	10	10
短期入所 (ショートステイ)型	4	4	4	4	4
通所 (デイサービス)型	3	3	3	3	3
居宅訪問 (アウトリーチ)型	3	3	3	3	3
確保の方策(②)	14	14	14	14	14
短期入所 ショートステイ型	6	6	6	6	6
通所 デイサービス型	4	6	6	6	6
居宅訪問 アウトリーチ型	4	4	4	4	4
差(②-①)	4	4	4	4	4

(8) 乳児等通園支援事業の量の見込みと提供体制

①乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業概要

保育所その他の施設において、0歳6か月から満3歳未満の乳児又は幼児(保育所等に入所しているもの除く。)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するため、保護者からの相談に応じ、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現 状

令和6（2024）年度は、制度の本格実施を見据えた試行的事業が一部の自治体で行われました。

また、令和7（2025）年度は、地域子ども・子育て支援事業において、自治体の判断のもと実施されますが、当町では令和7年度は事業実施せず、令和8（2026）年度からの新たな給付制度の開始に合わせて実施します。

量の見込みと確保方策

教育・保育事業の量の見込み等を踏まえ、推計しています。

単位：人日

計画値		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み（①）	-	12	12	12	12
	確保の方策（②）	-	12	12	12	12
	差（②－①）	-	0	0	0	0
1歳児	量の見込み（①）	-	12	12	12	12
	確保の方策（②）	-	12	12	12	12
	差（②－①）	-	0	0	0	0
2歳児	量の見込み（①）	-	12	12	12	12
	確保の方策（②）	-	12	12	12	12
	差（②－①）	-	0	0	0	0

（9）教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制の確保内容

①認定こども園における教育・保育の基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟に子どもを受け入れることのできる施設です。

本町では、平成23（2011）年度に金山町立金山町保育園と学校法人金山学園めばえ幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園「認定こども園めごたま」となり、第1期計画において検討してきた園舎が、平成29（2017）年度に移転・新設されました。

「認定こども園めごたま」では、乳幼児期における発達の連続性、生涯にわたる人格形成の基礎部分を培う幼児教育の重要性を踏まえ、一貫性のある教育・保育を提供することを目指し、幼保同じ保育・教育内容、保育時間を定めています。

そのため、就学前の教育・保育を一体的に提供できることや、発達や学びの連続性を確保できるといった特徴から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫が図られています。

就学前の子どもに、幼児教育・保育を一体的に提供する本町の教育理念である「適時適育」の教育機能と、地域における子育て支援を行う子育て機能を兼ね備えた園舎とともに、より質の高い教育・保育の一体的な提供を推進します。

■ 認定こども園めぐたま 教育・保育目標

「自分大好き、仲間大好き、金山大好きな、生きる力にあふれる子ども」

◎自分大好き （自己認識）

- ・ありのままの自分を愛する子ども
- ・自分からやってみようとする子ども
- ・遊びや仕事に夢中になる子ども
- ・基本的生活習慣を身につけた子ども

◎仲間大好き （他者認識）

- ・仲間の中で、自分らしさを発揮する子ども
- ・人とかかわる力をもつ子ども
- ・仲間と充分に遊ぶ子ども
- ・人の心を感じとり、豊かで丁寧な言葉を話す子ども

◎金山大好き （環境認識）

- ・ふるさと金山を愛する子ども
- ・心豊かで命のつながりを感じる子ども
- ・自然の中で遊ぶ子ども
- ・郷土料理や季節の物を喜んで食べる子ども

②質の高い教育・保育提供の必要性に係る基本的な考え方と推進方策

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもの最善の利益を第一に考え、配慮が必要な家庭や海外から帰国した幼児等を含むすべての就学前の子どもに対し、質の高い教育・保育の総合的な提供を推進していきます。

具体的には、こども園、小学校、健康福祉課、教育委員会の委員からなる「金山町園小連携委員会」において、園から小学校へのスムーズな接続が図られるよう、「金山町園小架け橋プログラム」により、架け橋期のカリキュラムを作成し、本町の教育の大綱である「適時適育」の理念の実現を目指します。

また、以下の取り組みを通じて、さらなる教育・保育の質の確保及び向上を図ります。

- ・園小連携委員会において、合同研修会、相互交流事業等を実施し、園と小学校の更なる連携を図るとともに、小中連携を視野に入れた取り組みを検討します。
- ・県と連携を図りながら、運営法人に適切な事業運営を要請（指導・監督・評価）していくとともに、教育・保育の一層の質の向上を図るため、保育教諭等の研修の実施支援等を行います。
- ・保育士等の処遇改善をはじめとした労働環境の整備改善を継続して支援します。
- ・幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置に努めます。

金山町

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進により、本町が目指す子ども・子育て支援とは、子どもの健やかな成長が保障され、さらに父母をはじめとした保護者が子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子どもと向き合える環境を整え、子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を行うことです。

そのため、すべての町民が、父母をはじめ保護者が子育てについて責任を有することを前提としながらも、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

①行政の役割

本町においては、健康福祉課・教育委員会が中心となり、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施していきます。

本計画に掲げた施策や事業を総合的に推進するため、庁内関係各課の連絡調整及び保健・医療・福祉に関わる各機関との連携体制の強化を図るとともに、住民や企業等が子育て支援推進に積極的に参画できるよう、情報の提供や意識の啓発に努めます。

さらに、子育て支援の施策は、国や県の制度や計画と関わりが深いため、国・県との連携を図り、事業の有効な導入に努めます。また、本町の実情に即した取り組みを積極的に推進するうえで必要な側面については、国や県への要請や働きかけを行います。

②家庭の役割

家庭は、すべての教育の出発点であり、父母その他の保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するという自覚のもと十分な愛情をもって子どもと接するとともに、人としての基本的なしつけや社会のルールを教え、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努め、家庭生活は父母が協力して営むものであるという意識を育む必要があります。

また、保護者は家庭の中のみならず、地域の中で父母共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことが望まれます。

③地域社会の役割

子育ての問題は社会全体の問題として、関係機関のみならず、町民一人ひとりがそのことを自覚し、自分のできることは協力するという意識が重要です。さらに、「自助・互助・共助・公助」という地域福祉の役割の概念から、ボランティア活動をはじめとした町民の活力が大きく期待されることから、参画の気運をいかに高めるかが必要となります。

すべて町民が子どもや子育て中の家庭を見守り、支えるという意識のもと、地域の子どもたちや保護者とのふれあいの機会を増やし、地域社会全体で子育て支援に関わるとともに、実際に地域社会が子どもを育てていくことが望まれます。

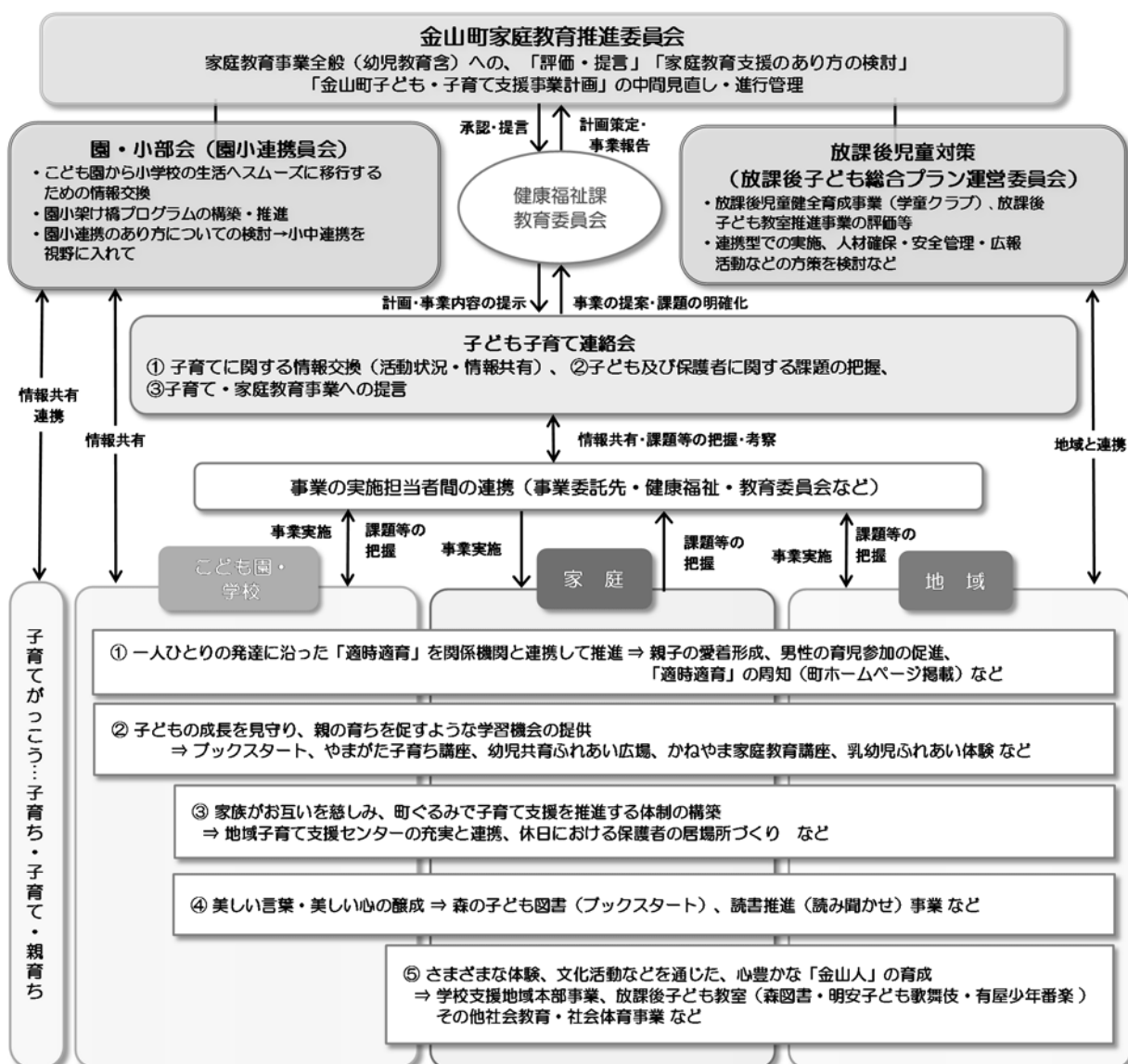
④学校教育の役割

様々な人との交流や多様な生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、子どもの個性を伸ばす教育が重視されています。また、学校施設の開放などを通して、地域における住民同士の交流の場となることが望まれます。

⑤企業の役割

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような職場環境づくりが望まれます。

■ 金山町の計画の推進体制（家庭教育を中心とした推進体制）



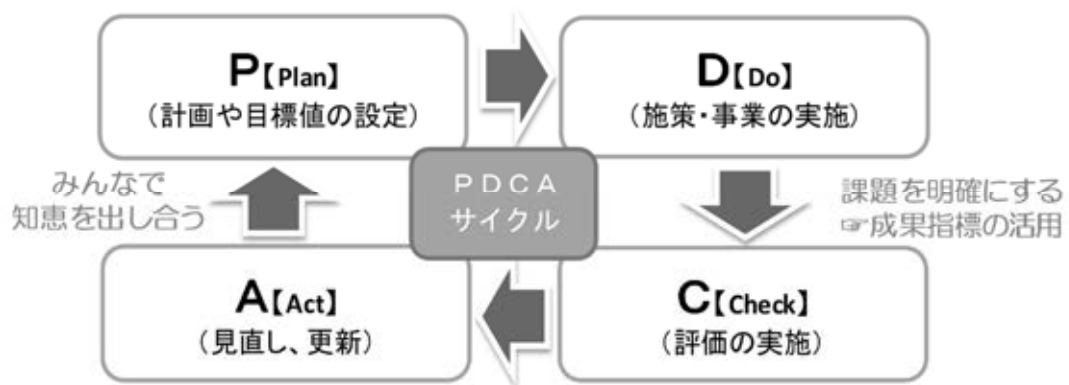
2 計画の進捗管理

計画期間中は、健康福祉課が中心となり、年度ごとに庁内関係各課、教育・福祉・保健医療の関係者、町民や各種団体・関係機関などと連携して、計画の推進を図るとともに、進行を管理していきます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげます。計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、計画の中で設定した成果指標をはじめ、進行管理事業や推進した施策の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させることも、本計画における目標の1つとなります。

■ 中間見直しのPDCAサイクルのイメージ



3 計画の周知及び広報活動

本計画の趣旨は、社会全体で子育てを支え、住民一人ひとりが子どもの健全な育成に取り組んでいくことを町一丸となって目指すものです。

本計画が町民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、計画の趣旨や基本理念、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業サービス、そして子育て支援施策の内容について、町のホームページや広報紙等を活用し、わかりやすく浸透しやすい周知方法を図るとともに、町や関係団体の職員を通じ、幅広く多くの町民への周知に努めていきます。

資料編

資 料 編

1 金山町家庭教育推進委員会設置要綱

平成25年8月7日施行

平成25年10月一部改正

令和2年7月一部改正

令和5年4月1日一部改正

(目的)

第1条 金山町家庭教育推進委員会（以下「委員会」という。）は、「新適時適育」の理念のもと、すべての教育の出発点である家庭教育を充実するために、町、家庭、学校及び地域が連携し、町ぐるみで家庭教育（幼児教育を含む。以下同じ。）を支援する体制を構築するとともに、家庭教育支援のあり方や具体的方策等について話し合いを行うことにより課題を明確にし、家庭教育力の向上に資することを目的とする。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、必要な調整を行う

- (1) 「新適時適育」の推進と関係機関の連携に関すること
- (2) 家庭教育事業に係る評価並びに提言に関すること
- (3) 家庭教育の支援のあり方に関すること
- (4) その他委員会の目的達成に必要と認められる事項に関すること

2 委員会は、前項に規定するもののほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項に規定する合議制に準ずる機関として、同項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる機関等の代表で組織する。

- (1) 教育委員
- (2) 校長会
- (3) 生徒指導連絡協議会
- (4) 小中学校養護教諭
- (5) 連合PTA連絡協議会
- (6) 認定こども園めぐたま
- (7) 認定こども園めぐたま保護者会
- (8) 地域子育て支援センター
- (9) 民生・児童委員連絡協議会
- (10) 社会教育委員
- (11) 区長・公民館長連絡協議会
- (12) 健康福祉課
- (13) 放課後子ども教室・学童クラブ

2 前項の委員は、教育委員会教育長が委嘱する。

(役員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から3月31日までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教学課及び健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年8月7日から施行する。

(任期の特例)

- 2 第6条第1項の規定による任期は、平成25年度に委嘱された者に限り平成25年8月7日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年10月9日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 金山町家庭教育推進委員会委員名簿

	所 属	職 名	氏 名	備考
1	金山町教育委員会	教育委員	小向 達之	
2	金山町生徒指導連絡協議会 金山町校長会	会長 代表	安食 秀一	金山中学校長
3	金山小学校	校長	藤田 貴敏	金山小学校長
4	小中学校養護教諭代表	養護教諭	高橋 美代	金山中学校
5	金山町連合PTA連絡協議会	会長	栗田 伸一	金山小学校 PTA代表
6	金山町連合PTA連絡協議会	代表母親委員	星川 真理	金山小学校 母親委員代表
7	認定こども園めぐたま	副園長	藤山 睦子	
8	認定こども園めぐたま保護者会	代表	佐藤 雄太	
9	民生委員・児童委員協議会	会長	正野 賢一	
10	社会教育委員	委員	丹 由美	連合婦人会会 長
11	区長・公民館長連絡協議会	会長	矢口 卯之助	下向地区区長
12	放課後こども教室	代表	半田 季三子	きつねのボタ ン代表
13	めぐたま学童クラブ	代表	井上 真澄	放課後児童支 援員
14	金山町健康福祉課	健康推進主幹	三浦 慶美	
15	金山町地域子育て支援センター	所長	丹 裕子	

(敬称略)

かねやま子育て応援プラン
(第3期金山町子ども・子育て支援事業計画)

発行日 令和7(2025)年3月
発 行 山形県 金山町
編 集 金山町 健康福祉課・教学課
住 所 〒999-5402 山形県最上郡金山町大字金山 324-1
TEL 0233-52-2111(代表)
FAX 0233-52-2004
URL <https://www.town.kaneyama.yamagata.jp/>